

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年12月24日
【事業年度】	第9期(自平成21年10月1日至平成22年9月30日)
【会社名】	株式会社F P G
【英訳名】	Financial Products Group Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷村 尚永
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【電話番号】	03(5288)5656(代)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 久保出 健二
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【電話番号】	03(5288)5691(代)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 久保出 健二
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第5期 平成18年9月	第6期 平成19年9月	第7期 平成20年9月	第8期 平成21年9月	第9期 平成22年9月
売上高 (千円)	151,270	449,620	902,907	856,919	1,621,937
経常利益又は経常損失 () (千円)	26,845	229,336	435,022	242,516	773,547
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	15,085	125,611	231,979	99,968	444,674
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	40,000	50,000	50,000	66,800	332,905
発行済株式総数 (株)	800	1,000	1,000	1,056	1,231,300
純資産額 (千円)	95,681	231,292	463,271	586,840	1,553,165
総資産額 (千円)	350,067	709,784	1,881,938	1,539,366	2,366,858
1株当たり純資産額 (円)	119,601.55	231,292.85	463,271.88	555,719.96	1,261.40
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	10,000 (-)	10,000 (-)	125 (-)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額 () (円)	18,857.38	153,544.00	231,979.03	99,953.06	416.95
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	387.38
自己資本比率 (%)	27.3	32.6	24.6	38.1	65.6
自己資本利益率 (%)	-	76.8	66.8	19.0	41.6
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	6.5
配当性向 (%)	-	-	4.3	10.0	30.0
営業活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	-	-	666,807	676,109	11,326
投資活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	-	-	39,727	110,682	51,134
財務活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	-	-	665,468	280,690	207,461
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	-	-	458,046	731,718	482,956
従業員数 (人)	-	-	9	20	27

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は関連会社がないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。

4. 第6期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。第7期及び第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載していません。
5. 第5期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載していません。
6. 第5期から第8期までの株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載していません。
7. 第6期まではキャッシュ・フロー計算書を作成していませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載していません。
8. 従業員数は就業人員であります。
9. 第5期は、営業外費用に有価証券運用損36,391千円を計上したことにより、経常損失となりました。
10. 第5期及び第6期の従業員数について、就業人員は役員のみであり、記載すべき従業員はおりません。
11. 第7期から第9期において、業容拡大により、人材を積極的に採用したことから、従業員数が大幅に増加しております。
12. 第7期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第5期及び第6期の財務諸表については監査を受けておりません。
13. 当社は、平成21年12月26日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。

2【沿革】

年月	事項
平成13年11月	東京都世田谷区において有限会社ファイナンシャル・プロダクト・グループとして設立。主にリース事業に係る匿名組合契約に関し顧客紹介等アドバイザーサービスを行う。
平成14年10月	有限会社エフ・ピー・ジーに商号変更し、東京都千代田区平河町に本社を移転
平成14年11月	有限会社F P Gに商号変更
平成14年11月	有限会社F P Gリアル・エステート（100%子会社）を設立。不動産仲介業を行う。
平成16年2月	株式会社F P Gに組織変更及び商号変更
平成16年8月	リース事業に係る匿名組合契約上の権利の売買及び私募の取扱いを開始 （海上輸送用コンテナを対象としたオペレーティング・リース事業の取扱いを開始）
平成17年1月	有限会社F P Gリアル・エステートを株式会社F P Gリアル・エステートに組織変更
平成17年1月	東京都千代田区丸の内には本社を移転
平成19年9月	株式会社F P Gリアル・エステートを解散
平成20年5月	第二種金融商品取引業者の登録完了（注）登録番号 関東財務局長（金商）第1832号
平成20年7月	大阪市中央区に大阪営業部を開設
平成21年5月	大阪営業部を大阪支店とする。
平成21年6月	福岡営業所を開設
平成21年7月	船舶を対象としたオペレーティング・リース事業の取扱いを開始
平成21年10月	名古屋支店を開設
平成22年4月	銀行代理業者の許可取得 許可番号 関東財務局長（銀代）第114号
平成22年8月	保険仲立人の登録完了 登録番号 関東財務局長 第55号
平成22年9月	大阪証券取引所JASDAQ市場（現JASDAQ（スタンダード））に株式を上場

（注）金融商品取引法の施行により、匿名組合契約に基づく権利が同法の有価証券とみなされることになったことに伴い、当社の行う匿名組合契約に基づく権利の売買及び私募の取扱いが、第二種金融商品取引業に該当することになったため、第二種金融商品取引業者として内閣総理大臣の登録を受けたものです。

3【事業の内容】

当社の企業集団は、当社（株式会社F P G）及び国内子会社（いわゆるS P C（注）と呼ばれる法人、以下「当社子会社（S P C）」という。）46社並びに当社子会社（S P C）の持株会社1社及びその他子会社1社の合計49社から構成されており、主としてタックス・リース・アレンジメント事業を行っております。

（注）S P Cとは、特別目的会社のことをいい、英語の（Special Purpose Company）の略であります。一般には、株式、債券の発行等の特別な目的のために作られた会社のことであり、当社では、オペレーティング・リース事業を行うに際して、当該事業の損益及び収支等を明確にするために、個別案件ごとにS P Cを利用してあります。

[1]タックス・リース・アレンジメント事業について

(1) タックス・リース・アレンジメント事業の内容

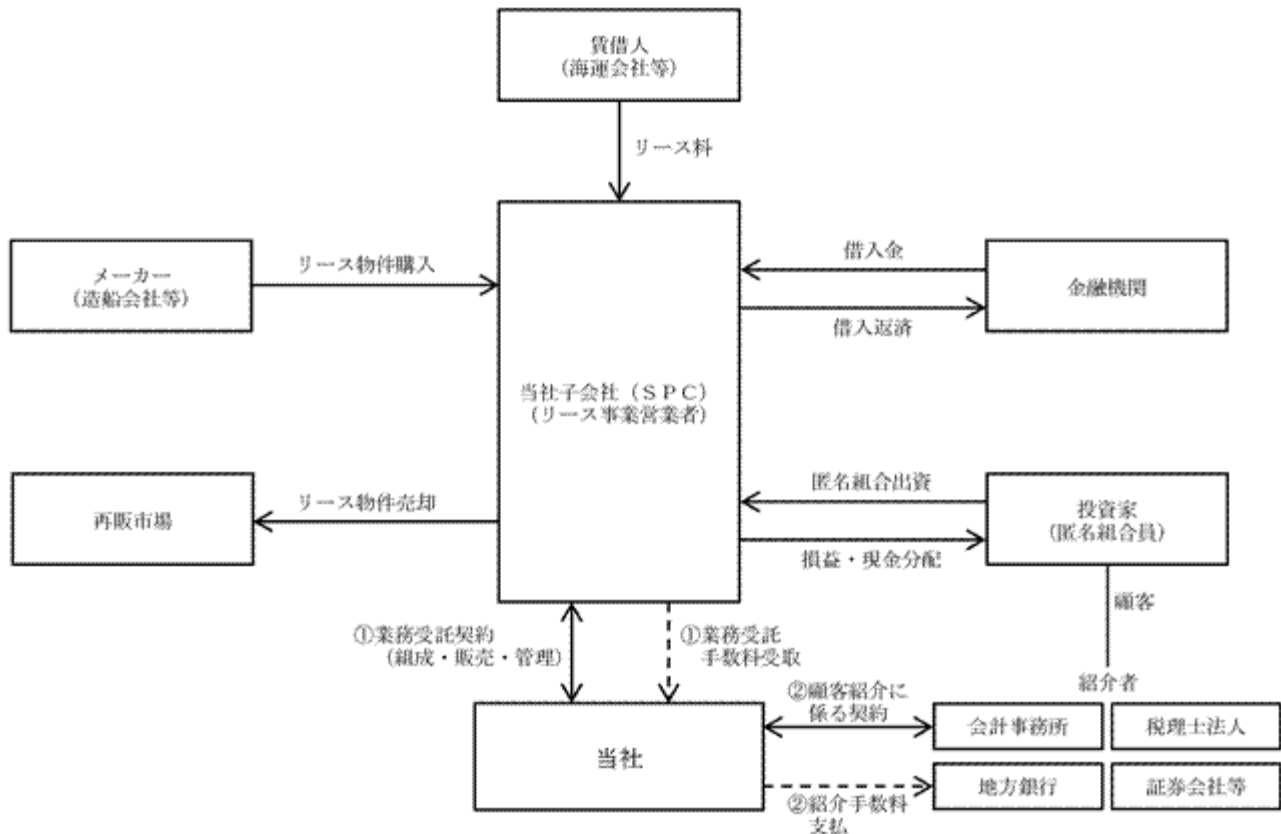
当該タックス・リース・アレンジメント事業では、当社が、船舶・海上輸送用コンテナを対象とし、主に投資家が税の繰り延べ効果を受取できるオペレーティング・リース事業（注）をアレンジメントしており、当社子会社（S P C）がリース事業営業者となって、当該リース事業を遂行します。

当社は、当社子会社（S P C）から、組成、販売、管理といったオペレーティング・リース事業運営に必要な一連の業務を受託することで、手数料を得ております。

事業系統図で示すと以下のとおりです。なお、以下は、当社のタックス・リース・アレンジメント事業の大部分を占める匿名組合方式を前提に記載しております。

（注）本書における「オペレーティング・リース事業」とは、主に以下の要素を持つ一連の仕組みを指し、一般に「日本型オペレーティング・リース」と呼ばれております。詳細は(2)一般的なオペレーティング・リース事業の仕組み（ご参考）をご覧ください。

- ・当社子会社（S P C）が、投資家との間で匿名組合契約を締結し、出資を受け入れ、また金融機関から資金調達を行う。
- ・調達した資金により海上輸送用コンテナ及び船舶といった物件を取得し、オペレーティング・リースにより賃貸を行う。
- ・投資家が、当該事業の損益を、投資家自身の決算に取り込むことで、課税の繰り延べ効果を受取できる。また、リース物件売却によるキャピタルゲインも享受できる。



（注）投資家は、匿名組合出資を行うことで、「匿名組合契約に基づく権利」を取得します。当該「匿名組合契約に基づく権利」は、金融商品取引法第2条第2項第5号の有価証券に該当します。

当社は、当社子会社（S P C）から、組成、販売、管理のリース事業の運営に必要な全ての業務を受託し、当社が代わりに業務を行うことで、当社子会社（S P C）から、手数料を得ております。当社子会社（S P C）は、匿名組合の出資総額及びリース料から、当該手数料を支払います。

当社は、全国の会計事務所・税理士法人・地方銀行・証券会社等と顧客紹介に係る契約を締結し、その顧客（投資家）を紹介して頂きます。当社は、投資家に対して直接、商品説明を行い、成約に至った場合には、紹介者に紹介手数料を支払っております。

なお、オペレーティング・リース事業の仕組みについては、(2) 一般的なオペレーティング・リース事業の仕組み（ご参考）をご参照下さい。

当社がタックス・リース・アレンジメント事業を行うに際しての業務の流れ（案件受注からリース満了まで）は以下のとおりです。

当社は、以下の一連の業務を、組成、販売、管理の各業務に区分したうえで、その各業務に対応した手数料を、当社子会社（SPC）から得ております。当社では、組成に関しては、アレンジメント・フィー、販売に関しては、販売手数料、管理に関しては、管理料として各々売上に計上しております。

業務の流れ	業務の説明	売上
1. 案件受注（組成）	入札、または個別交渉の結果、海運会社等の賃借人から、リース事業を受注することで、当社の業務を開始します。	
2. 案件組成（組成）	賃借人が要求するリース条件、金融機関からの借入条件、投資家への販売予定額等の諸条件を総合的に勘案し、当社子会社（SPC）において、オペレーティング・リース事業を組成します。	アレンジメント・フィー
3. 私募の取扱い（販売）	リース開始日以前は、投資家に対して当社子会社（SPC）の匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘を行います。この勧誘行為は、金融商品取引法上、有価証券の私募の取扱いに該当します。	販売手数料
4. リース開始（組成）	リース契約に基づき、当社子会社（SPC）において、オペレーティング・リース事業が開始されます。	
5. 地位譲渡（販売）	リース開始日以後、当社子会社（SPC）に匿名組合契約に基づく権利の未販売分がある場合には、投資家に対して、当社が取得した当該権利の地位譲渡を行います（注）。この譲渡行為は、金融商品取引法上の有価証券の売買に該当します。	販売手数料
6. 案件管理（管理）	オペレーティング・リース事業の運営に係る匿名組合契約に基づく報告、当社子会社（SPC）の会社運営上必要とされる記帳、税務申告等の一切の管理業務を行います。	管理料
7. リース満了（組成）	リース期間満了後、リース物件の売却、借入金の返済等を行い、残余財産を投資家に分配します。	

（注）リース開始日時時点で、当社子会社（SPC）に匿名組合契約に基づく権利の未販売分がある場合には、当社は、投資家に地位譲渡することを前提に一時的に立替取得を行います。当該立替取得した額は、投資家に地位譲渡するまで、貸借対照表上の「商品出資金」に計上しております。

各手数料の内容は以下のとおりです。

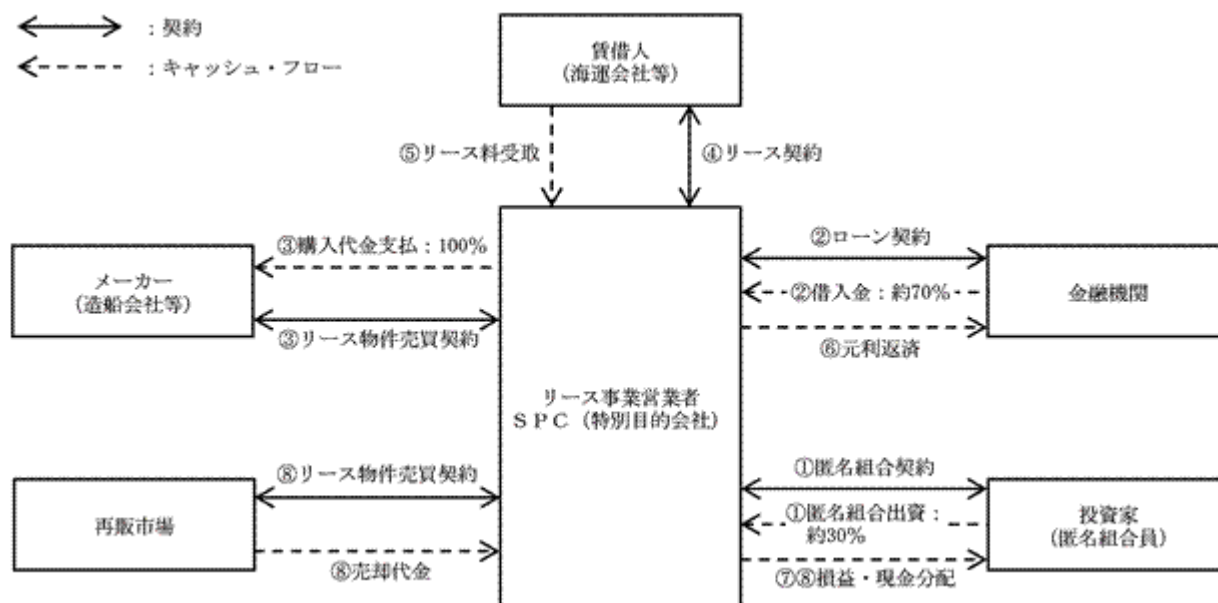
売上区分	内容	売上計上時期	手数料の決定方法
アレンジメント・フィー	案件組成に対する手数料	「3. 私募の取扱い」の場合 当社子会社（SPC）が、投資家から匿名組合契約に基づく出資を受け入れ、リースを開始した時点	オペレーティング・リース事業の組成に際して、賃借人、金融機関等と交渉して決定した手数料やその他の市場実勢を参考にして決定
販売手数料	投資家に対して匿名組合契約に基づく権利を販売することで得られる手数料	「5. 地位譲渡」の場合 当社が、投資家と匿名組合契約の地位譲渡契約を締結し、投資家から譲渡代金の入金があった時点	
管理料	管理業務を行うことによる手数料	管理期間に対応した額を売上計上	

なお、各手数料について、当社は、主にオペレーティング・リース事業のリース開始時に、当社子会社（SPC）から収受しますが、については、当社では売上計上時期まで、前受金に計上しております（についてはリース開始時に売上計上します）。

匿名組合契約に基づく権利は、金融商品取引法第2条第2項第5号の有価証券に該当するため、当社が行う販売行為は、金融商品取引法上の有価証券の私募の取扱い及び有価証券の売買に該当します。そのため、当社は、第二種金融商品取引業者の登録を行い、各種規制を遵守するための体制を整備・運用しております。

(2) 一般的なオペレーティング・リース事業の仕組み（ご参考）

オペレーティング・リース事業とは、投資家が船舶、海上輸送用コンテナ等のリース事業に出資し、リース期間中の事業損益の取り込みを行うことで、税の繰り延べ効果を楽しむとともに、リース期間満了時にリース物件を売却して、キャピタル・ゲインを追求する一連の取引を指します。



投資家は、案件ごとに設立されるリース事業営業者（以下営業者という）と匿名組合契約（注1）を締結し、船舶等のリース物件価格の約30%を出資します。

営業者は、リース物件価格の約70%を営業者（組合員含む）に遡及しないノンリコースローン契約（注2）で金融機関から借入れます。

営業者は、投資家からの出資金と金融機関からの借入金をあわせ、メーカーからリース物件を購入します。

営業者は、直ちに、リース物件を賃借人（海運会社等）にリース（注3）し、リース事業を開始します。

賃借人は、リース契約に基づいて、定期的にリース料を営業者に支払います。

営業者は、リース料収入により、借入金の元本と利息を金融機関に返済します。

営業者は、定期的に匿名組合事業の決算を行い、事業の損益を出資割合に応じて投資家に分配します。

リース期間終了後、営業者はリース物件を市場で売却し、売却代金から、ノンリコースローンの返済後の残余額を出資割合に応じて投資家に分配します。

（注1）匿名組合契約とは、商法第535条乃至第542条に規定されており、匿名組合員が営業者の行う事業のために出資をなし、その営業により生ずる損益を分配することを約する契約です。そのため、匿名組合事業から発生する損益は、全て匿名組合員に帰属します。

（注2）ノンリコースローン契約とは、返済原資を借入人（営業者）が保有する特定の資産から生ずる将来のキャッシュ・フロー（リース料や資産の売却代金含む。）に限定し、借入人の他の資産に遡及させないローン契約をいいます。

（注3）リースは、オペレーティング・リースによります。

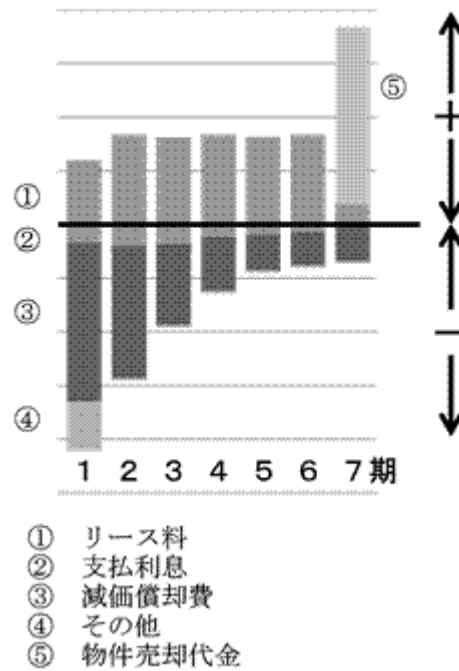
賃借人は、調達コストの低減、費用の平準化、資金調達能力の向上（注）、オフバランスなどを目的としてオペレーティング・リースを活用します。

（注）オペレーティング・リース事業の場合、物件の調達資金のうち、30%前後は、利息負担が少ない投資家からの拠出金によるため、賃借人が、自ら物件を購入する場合に比べ、金融機関からの資金調達額を少なくすることが可能となり、利息負担や、金融機関の与信枠の使用を少なくすることが可能となります。

オペレーティング・リース事業では、営業者の損益は、リース期間前半には、定率法を選択することにより、減価償却費等の費用が、収益よりも先行して発生するため赤字となる傾向にあり、一方、リース期間後半には減価償却費等が減少するため、黒字となる傾向があることから、営業者にとって税の繰り延べ効果が発生します。投資家は、匿名組合契約に基づき、出資割合に応じた事業損益の分配を受けることで、この税の繰り延べ効果を享受することが可能となります。

以下に、参考として、当社子会社（SPC）で平成22年6月にリースを開始した海上輸送用コンテナを対象とした株式会社CLIP第35号のリース開始時点での予想に基づく、各構成要素及び事業損益を記載しております。なお、第1期は約9か月決算、第7期は約3か月決算であるため、各構成要素の発生額も、その期間に対応した額となっております。

<オペレーティング・リース事業の
損益の構成要素（予想）>



（注）上記の物件売却代金は、賃借人に付与した購入選択権が行使されたと仮定した額によっておりますが、購入選択権が行使されない場合、上記のような収入が得られない可能性があります。

- （ ）営業者は、リース期間中、賃借人から定額のリース料を受け取ります。（上図）
- （ ）借入金の支払利息は、返済方法が元利均等払いのため、リース期間初期においては金利支払いが多く、返済が進むにしたがって、金利支払い額は遞減します。（上図）
- （ ）リース物件に係る減価償却費は、定率法を選択することにより、リース期間初期に減価償却費が大きく、後になるにしたがって小さくなります。なお、上図の7期には、リース物件売却時の未償却残高を含めております。（上図）
- （ ）その他、営業者には、初年度にアレンジメント・フィー等の初期費用が発生します。また、管理料等の諸費用も発生します。（上図）
- （ ）リース期間終了後はリース物件を売却し、物件売却代金を受け取ります。（上図）

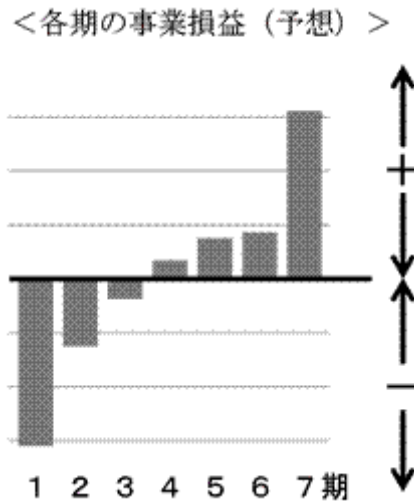
以下のように、オペレーティング・リースの構成要素から算出された事業損益が、投資家に分配されます。

収益 = リース料 + 物件売却代金

費用 = 減価償却費（物件売却簿価含む）+ 支払利息 + その他

事業損益 = 収益 - 費用

(株)C L I P 第35号の事業損益の予想は以下のとおりです。



（注）第7期の事業損益は、オペレーティング・リース事業の損益の構成要素である物件売却代金について、賃借人に付与した購入選択権が行使されたと仮定した額によっておりますが、購入選択権が行使されない場合には、上記の事業損益は変動する可能性があります。

「オペレーティング・リース事業の損益の構成要素（予想）」図の リース料及び 物件売却代金から 支払利息 減価償却費 その他を差し引いた額が営業者の事業損益となります。通算すると、「各期の事業損益（予想）」図のようにリース期間の前半に損失、後半に利益が発生する事業となります。投資家は出資割合に応じこの事業損益の分配を受けることで税の繰り延べ効果を享受することが可能となります。

なお、(株)C L I P 第35号は、リース期間は6年としておりますが、当事業年度におけるその他のリース事業案件のリース期間につきましては、海上輸送用コンテナは3年2か月から9年間、船舶は7年間であります。

上記の「オペレーティング・リース事業の損益の構成要素（予想）」図及び「各期の事業損益（予想）」図に記載している各項目並びに説明は、オペレーティング・リース事業の仕組みに対するイメージを把握して頂くために記載しているものであり、実際に出資した場合の損益・効果を確認するものではありません。また、外貨建て取引の場合は、為替レートの変動の影響を受けることもあります。

<オペレーティング・リース事業のリスクについて>

オペレーティング・リース事業に投資家が出資するに当たっては以下のとおり、様々なリスクがあります。当社では、金融商品取引法及び金融商品販売法に従い、投資家に対して適切に説明を行っております。

賃借人の倒産

賃借人が倒産などにより債務不履行に陥った場合、リースは中途解約となり、リース物件を売却するか、新たな賃借人を探すこととなります。営業者及び金融機関との協議の結果次第では、リース契約上の権利行使及びリース物件の回収処分を金融機関に委ねる可能性があります。この場合、匿名組合事業に投資した元本（以下「投資元本」という）が毀損する可能性や追加出資が発生する可能性があります。

営業者である当社子会社（SPC）または当社の倒産

営業者である当社子会社（SPC）または当社が倒産した場合、賃借人に低額の買取選択権が発生します。この権利が行使された場合、投資元本が毀損する可能性があります。

残存価格リスク

リース物件を再販市場で売却する場合、当初想定した価格で売却できない可能性があり、投資元本が毀損する可能性や追加出資が発生する可能性があります。その他、予期せぬ事由によりリースが途中で終了する場合、リース物件を売却することになりますが、その際の売却価格によっては投資元本が毀損する可能性や追加出資が発生する可能性があります。

為替リスク

一般的に船舶や海上輸送用コンテナ等のリース物件売却価格は米ドル等の外貨建てになります。これらを円貨に換算する場合に為替変動の影響を受け、匿名組合の事業収支及び損益が当初予定のものと変動します。すなわち、為替の状況によっては、投資元本が毀損する可能性があります。

リース物件の滅失

リース物件が事故等により使用不能あるいは修復不可能な損害を被った場合、リース契約は早期に解約となり、賃借人が規定損害金を支払うこととなります。この場合、匿名組合の事業収支及び損益が当初予定のものと変動します。

リース期間の延長オプション

営業者である当社子会社（SPC）に対して、リース期間の延長オプションが付されているケースがあります。営業者である当社子会社（SPC）がリース期間延長オプションを行使した場合には、リース期間が延長されるため、投資期間も延長されます。その場合、匿名組合の事業収支及び損益が当初予定のものと変動します。

税制・法制・会計制度の変更

税制・法制・会計制度の変更により、当初予定した投資効果を享受できない可能性があります。

匿名組合契約

投資家が、投資家の事情により匿名組合契約を中途解約することはできません。また匿名組合契約上の権利、義務、又は地位の一部又は全部を譲渡したり、担保に供したりすることも原則できません。投資家の倒産などに起因して匿名組合契約が解除等になる場合、投資元本が毀損する可能性や追加出資が発生する可能性があります。

追加出資義務

営業者がリース事業の遂行のために合理的な理由をもって必要と判断した場合には、投資家に対して匿名組合契約上の損失負担限度額まで現金による追加出資を求める場合があります。

営業者の意思決定

リース事業に関わる全ての意思決定は営業者の裁量で行われ、投資家には営業者の意思決定に関与する権利はありません。

[2]その他

平成22年9月よりスタンダードチャータード銀行を所属銀行とした銀行代理業を開始しております。

4【関係会社の状況】

当社は、全ての子会社を連結の範囲に含めておりません。匿名組合事業の営業者である子会社については、当該匿名組合事業を含む子会社の損益のほとんどすべてが匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には形式的にも実質的にも帰属しないため、当該子会社を連結の範囲に含めると利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められるためです。またその他の子会社については、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローの状況等からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいためであります。

なお、平成22年9月30日現在の当社の子会社は以下のとおりであります。

名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	純資産 (千円)	主要な事業 の内容	主要取引先 (賃借人)	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関係内容
一般社団法人 S P C マネージメント	東京都 港区	50,000	38,981	持株会社		(注1)	(注1)
(有) S H コンテナリース	東京都 千代田区	3,000	2,344	タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3)	日本郵船(株)	(所有) 間接100.0	役員の兼任あり
(有) C L I P 第2号 匿名組合事業	東京都 千代田区	3,000	1,642	タックス・リース ・アレンジメント 事業	(注7)	(所有) 間接100.0	役員の兼任あり
(有) C L I P 第4号	東京都 千代田区	3,000	2,590	タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3)	(株)商船三井	(所有) 間接100.0	役員の兼任あり
(有) C L I P 第5号	東京都 千代田区	3,000	2,590	タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3)	(株)商船三井	(所有) 間接100.0	役員の兼任あり
(有) C L I P 第6号	東京都 千代田区	3,000	2,603	タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3)	(株)商船三井	(所有) 間接100.0	役員の兼任あり
(有) C L I P 第7号	東京都 千代田区	3,000	2,603	タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3)	(株)商船三井	(所有) 間接100.0	役員の兼任あり
(有) C L I P 第8号	東京都 千代田区	3,000	2,212	タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3)	(株)商船三井	(所有) 間接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注2)
(有) C L I P 第11号	東京都 千代田区	3,000	618	タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3)	Capital lease	(所有) 間接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注2)
(有) C L I P 第12号	東京都 千代田区	3,000	635	タックス・リース ・アレンジメント 事業	(注7)	(所有) 間接100.0	役員の兼任あり
(株) C L I P 第14号	東京都 千代田区	1,000	772	タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3)	GVC	(所有) 間接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注2)
(株) C L I P 第15号	東京都 千代田区	1,000	757	タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3)	GVC	(所有) 間接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注2)
(株) C L I P 第16号	東京都 千代田区	1,000	783	タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3)	CMA. CGM. S. A.	(所有) 間接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注2)
(株) C L I P 第17号	東京都 千代田区	1,000	774	タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3)	CMA. CGM. S. A.	(所有) 間接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注2)
(株) C L I P 第18号	東京都 千代田区	3,000	1,021	タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3)	CMA. CGM. S. A.	(所有) 間接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注2)
(株) C L I P 第19号	東京都 千代田区	3,000	1,619	タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3)	CMA. CGM. S. A.	(所有) 間接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注2)
(株) C L I P 第20号	東京都 千代田区	1,000	875	タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3)	CMA. CGM. S. A.	(所有) 間接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注2)
(株) C L I P 第21号	東京都 千代田区	1,000	832	タックス・リース ・アレンジメント 事業(注3)	CMA. CGM. S. A.	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契 約あり(注2)

名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	純資産 (千円)	主要な事業 の内容	主要取引先 (賃借人)	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関係内容
(株)CLIP第22号	東京都千代田区	1,000	827	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	CMA.CGM.S.A.	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注2)
(株)CLIP第23号	東京都千代田区	1,000	821	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	CMA.CGM.S.A.	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注2)
(株)CLIP第24号	東京都千代田区	1,000	883	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	日本郵船(株)	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注2)
(株)CLIP第25号	東京都千代田区	1,000	860	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	日本郵船(株)	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注2)
(株)CLIP第26号	東京都千代田区	3,000	2,625	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	(株)商船三井	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注2)
(株)CLIP第27号	東京都千代田区	3,000	2,541	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	(株)商船三井	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注2)
(有)CLIP第28号	東京都千代田区	4,500	3,460	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	日本郵船(株)	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注2)
(有)CLIP第29号	東京都千代田区	5,000	3,958	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	日本郵船(株)	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注2)
(株)CLIP第30号	東京都千代田区	4,000	965	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	Aratrans Transport And Logistics Services LLC	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注2)
(株)CLIP第31号	東京都千代田区	3,000	2,392	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	Aratrans Transport And Logistics Services LLC	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注2)
(株)CLIP第32号	東京都千代田区	1,000	485	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	Aratrans Transport And Logistics Services LLC	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注2)
(株)CLIP第33号	東京都千代田区	3,000	2,472	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	Aratrans Transport And Logistics Services LLC	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注2)
(株)CLIP第34号	東京都千代田区	1,000	(注6)	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	Aratrans Transport And Logistics Services LLC	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注2)
(株)CLIP第35号	東京都千代田区	1,000	(注6)	タックス・リース・アレンジメント事業(注3)	Aratrans Transport And Logistics Services LLC	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注2)
(株)CLIP第36号	東京都千代田区	3,000	2,454	タックス・リース・アレンジメント事業	(注7)	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり
(合)TSMナイン ティーエイト(注8)	東京都千代田区	500	500	タックス・リース・アレンジメント事業	(注7)	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり
(合)ブルーエコノミー ンベストメント(注8)	東京都千代田区	300	300	タックス・リース・アレンジメント事業	(注7)	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり
(株)SHIP第1号	東京都千代田区	1,000	873	タックス・リース・アレンジメント事業(注4)	日本郵船(株)	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注2)
(株)SHIP第2号	東京都千代田区	3,000	1,207	タックス・リース・アレンジメント事業(注4)	日本郵船(株)	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注2)
(株)SHIP第3号	東京都千代田区	1,000	860	タックス・リース・アレンジメント事業(注4)	日本郵船(株)	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注2)

名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	純資産 (千円)	主要な事業 の内容	主要取引先 (賃借人)	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関係内容
(株)SHIP第4号	東京都千代田区	3,000	1,314	タックス・リース・アレンジメント事業(注4)	日本郵船(株)	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注2)
(株)SHIP第5号	東京都千代田区	1,000	944	タックス・リース・アレンジメント事業(注4)	日本郵船(株)	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注2)
(株)SHIP第6号	東京都千代田区	1,000	927	タックス・リース・アレンジメント事業(注4)	日本郵船(株)	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注2)
(株)SHIP第7号	東京都千代田区	1,000	921	タックス・リース・アレンジメント事業(注4)	日本郵船(株)	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注2)
(株)SHIP第8号	東京都千代田区	1,000	938	タックス・リース・アレンジメント事業(注4)	日本郵船(株)	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注2)
(株)SHIP第9号	東京都千代田区	1,000	988	タックス・リース・アレンジメント事業(注4)	日本郵船(株)	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注2)
(株)SHIP第10号	東京都千代田区	1,000	976	タックス・リース・アレンジメント事業(注4)	日本郵船(株)	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注2)
(株)SHIP第11号	東京都千代田区	1,000	976	タックス・リース・アレンジメント事業(注4)	日本郵船(株)	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注2)
(株)SHIP第12号	東京都千代田区	1,000	982	タックス・リース・アレンジメント事業(注4)	日本郵船(株)	(所有) 直接100.0	役員の兼任あり 当社と業務委託契約あり(注2)

なお、上記の他、タックス・リース・アレンジメント事業で利用する船舶の船籍管理会社が1社あります。

- 注1. 基金の拠出は100%株式会社F P G(当社)が行っております。理事及び監事は、当社の役員ではありません。
- 当社子会社(S P C)には、当社が直接出資している30社と、当社子会社(S P C)の持株会社である一般社団法人S P Cマネージメントが出資している16社があります(平成22年9月30日現在)。平成20年4月1日以前に開始したリース事業は、倒産隔離を図るため、一般社団法人S P Cマネージメント(当社100%基金拠出)を通じた間接出資の当社子会社(S P C)を営業者としておりましたが、平成20年4月1日以後は、当社が直接出資している当社子会社(S P C)を営業者としております。
2. 当社と当社子会社(S P C)とが締結している業務委託契約の主な内容は、当社子会社(S P C)がオペレーティング・リース事業を行うにあたって当社がその組成に関する助言を行うことと
- 当社がリース事業に関する匿名組合契約に基づく権利の私募の取扱い及び売買を行うこと
- 当社子会社(S P C)が行う事業についての管理業務を当社が行うこと
- 等が定められております。
3. 海上輸送用コンテナを対象としたオペレーティング・リース事業の営業を行っております。
4. 船舶を対象としたオペレーティング・リース事業の営業を行っております。
5. 子会社の決算期は、当社(9月30日)と異なる場合があるため、上記純資産の金額は、9月30日を基準とする直近の各子会社の決算数値に基づいております。
6. 平成22年9月末現在、決算期が到来しておりませんので、記載を省略しております。
7. 平成22年9月末現在、オペレーティング・リース事業を開始しておりません。
8. 平成22年10月1日付で、(合)T S Mナインティーエイトは(株)C L I P第37号に、(合)ブルーエコノミーインベストメントは(株)C L I P第38号に、それぞれ社名変更しております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
27	37.8	1.2	7,054,413

- (注) 1. 従業員数は就業人員です。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が前事業年度末に比べ7名増加したのは、主として業容拡大による期中採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、海外経済の改善や経済対策等を背景に景気の持ち直し傾向がみられたものの、急速な円高の進行等により、先行きに不透明さもあり、また失業率が高水準にある等、依然として厳しい状況が続いております。

このような経営環境のもとでも、当社は販売機会を積極的にとらえるべく、組成・販売体制の強化、金融商品取引法はじめ各種関連法令の遵守体制や内部統制の強化に努めました。また信用力の強化及び資金調達を主な目的として、平成22年9月7日に大阪証券取引所 J A S D A Q 市場（現 J A S D A Q（スタンダード））に上場を果たしました。

各種施策の結果、当事業年度のオペレーティング・リース事業の組成金額は25,187百万円（前年度比88.7%増）と好調に推移しました。また当社のオペレーティング・リース事業への投資家となる国内中小法人の経営環境も非常に厳しい状況であるものの、オペレーティング・リース事業に対する需要は底堅く、当事業年度における匿名組合契約に基づく権利の販売額は7,716百万円（前年度比53.7%増）と好調に推移しました。

匿名組合契約に基づく権利の販売により、業務受託手数料を売上計上した結果、当事業年度の売上は1,621百万円（前年度比89.3%増）となりました。

売上原価は、オペレーティング・リース事業の組成金額が好調に推移した一方で、組成にあたり必要なコスト削減に努めた結果、222百万円（前年度比28.5%増）となり、売上総利益は1,399百万円（前年度比104.6%増）となりました。

販売費及び一般管理費は、人員の増加や本社・営業拠点の拡充により577百万円（前年度比53.7%増）となりましたが、売上高増加によりコスト増加を吸収した結果、営業利益は821百万円（前年度比166.8%増）、経常利益は773百万円（前年度比219.0%増）となりました。

税引前当期純利益は、前事業年度に計上した減損損失等の特別損失が減少したことにより771百万円（前年度比332.8%増）となり、税金費用計上後の当期純利益は444百万円（前年度比344.8%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末の現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べて248百万円減少し、482百万円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、前事業年度に比べ664百万円減少し、11百万円となりました。

これは主に、税引前当期純利益771百万円（前年度比593百万円増加）に加え、前受金の増加による収入が184百万円（前年度は80百万円の支出）となったものの、投資家に対する一時的な立替取得額が前事業年度末に比べ増加したことから、商品出資金の増加による支出が936百万円（前年度は残高減少により616百万円の収入増加）となったためです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、前事業年度に比べ59百万円減少し、51百万円となりました。

これは主に、オペレーティング・リース事業を行う S P C として利用するため等の子会社株式の取得による支出19百万円（前年度比3百万円減少）並びに本社及び営業拠点の拡充等による有形固定資産の取得による支出21百万円（前年度比20百万円減少）及び敷金及び保証金の差入による支出10百万円（前年度比34百万円減少）があったためです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、前事業年度に比べ73百万円減少し、207百万円となりました。

これは主に、株式の発行による収入524百万円（前年度比490百万円増加）があったものの、借入金の返済による支出686百万円（前年度比409百万円増加）、シンジケートロ - ン手数料の支払額34百万円（前年度比7百万円増加）があったためです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の主たる事業は、タックス・リースに係るアレンジメント事業であり、生産活動は行っておらず、生産実績に該当する事項はありませんが、代替的な指標としてオペレーティング・リース事業の組成実績を記載しております。

当事業年度の組成実績を示すと、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	前年同期比(%)
オペレーティング・リース組成金額(千円)	25,187,971	188.7
オペレーティング・リース組成案件数(件)	14	175.0

- (注) 1. 「オペレーティング・リース組成金額」とは、対象リース資産全体の取得価額を合計したものです。
2. 当社では、オペレーティング・リース事業の組成にあたり、投資家の需要に見合った金額を1つの案件として組成し、その案件単位で投資家を募集しております。「オペレーティング・リース組成案件数」とは、その募集した案件を合計したものであります。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
4. リースの組成は主にドル建てで行われており、本邦通貨への換算レートは組成時の電信為替相場仲値(TTM)を採用しております。

(2) 受注状況

当社は受注生産形態をとっていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を売上形態別に示すと、以下のとおりであります。

売上形態	当事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	前年同期比(%)
アレンジメント・フィー(千円)	977,676	223.0
販売手数料(千円)	625,100	154.1
管理料等(千円)	19,160	149.4
合計(千円)	1,621,937	189.3

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、以下のとおりであります。

相手先(注1)	前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)		当事業年度 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
(株)SHIP第7号	-	-	301,206	18.6
(株)CLIP第30号	-	-	252,165	15.6
(株)SHIP第9号	-	-	241,563	14.9
(株)SHIP第1号	160,487	18.7	-	-
(株)SHIP第3号	126,129	14.7	-	-
(有)CLIP第29号	110,122	12.9	-	-
(株)CLIP第25号	90,996	10.6	-	-

(注) 1. 前事業年度及び当事業年度について、当該割合が100分の10未満の相手先は、記載を省略しております。

2. 当社は、タックス・リースに係るアレンジメント事業を行っており、当社子会社(SPC)が行う、オペレーティング・リース事業の組成・販売・管理に関して、当該当社子会社(SPC)から業務受託手数料を得るため、当該期に組成されたオペレーティング・リース事業を行う当社子会社(SPC)が販売金額上位を占めます。

なお、当社が販売した商品出資金(匿名組合契約に基づく権利)の最近2事業年度の販売額、期末残高、累積残高については以下のとおりです。

	前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)		当事業年度 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)	
	金額(千円)	社数	金額(千円)	社数
商品出資金販売額	5,020,257	127	7,716,730	184
商品出資金期末残高	469,000	-	1,405,662	-
商品出資金累積残高	13,317,143	238	20,226,396	421

上記の用語の意味は以下のとおりです。

- ・商品出資金販売額

当社が販売する当社子会社(SPC)に係る匿名組合契約に基づく権利の最近2事業年度における販売額であります。

- ・商品出資金期末残高

当社が投資家に地位譲渡するために、一時的に当社子会社(SPC)から取得した商品出資金の最近2事業年度末の帳簿価額であります。

- ・商品出資金累積残高

最近2事業年度末時点でリース事業が継続している案件について、当社が過去に販売した商品出資金を合計した金額であります。

3. 出資は米ドルで受け入れることもありますが、その場合の換算レートは組成時の為替レートを使用して円貨に換算しています。
4. 社数は延べベースでの社数になります。

3【対処すべき課題】

(1) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、平成22年度から平成24年度にわたる3カ年の「中期経営計画」を策定し、「タックス・リース分野におけるシェア向上」、「収益構造の多角化」、「内部統制・コンプライアンス体制の継続的な強化」、「上場企業としてのタイムリーディスクロージャーと個人株主の拡大」を、中心となる命題として掲げております。上記命題を達成するために、各々の行動計画を策定しております。

タックス・リース分野におけるシェア向上

(a) 船舶及び航空機を対象としたタックス・リース事業の強化

国内のタックス・リース分野において、当社は海上輸送用コンテナを対象としたオペレーティング・リース市場で、一定のシェアを有しておりますが、今後、より市場規模が大きい船舶、航空機を対象としたリース事業を強化し、シェアを向上させることで収益拡大を図ります。特に、現在まで当社での取扱実績がない、オペレーティング・リース市場の大半を占める航空機を対象としたオペレーティング・リース事業の組成・販売を目指します。

(b) 販売ルートの拡充と既存顧客の深耕

投資家を募集する場合、会計事務所、税理士法人等から顧客を紹介して頂き、その顧客に対して匿名組合契約に基づく権利を販売していくこととなりますが、今後は、地方銀行及び証券会社といった金融機関からの紹介を増やすことで、販売ルートをより一層、拡充してまいります。また既存顧客への継続的な案件の提案や、その他ニーズの把握に努め、リピーターの確保につなげていく所存であります。

(c) 販売拠点の拡充

平成21年10月に名古屋支店を設置し、東海地区の顧客開拓をより積極的に行っております。名古屋に拠点を設けることにより、東海地区における販売ルートの拡充及び顧客に対するよりタイムリーな情報提供やサポート活動を行っていく所存であります。またその他販売拠点の拡充も検討してまいります。

(d) 必要資金の確保

当社子会社（SPC）において、オペレーティング・リース事業を開始する時点で、当該事業に係る匿名組合契約に基づく権利の未販売分がある場合、当社は、投資家に地位譲渡することを前提に、一時的に当該匿名組合契約に基づく権利を立替取得します。

当社は、その立替取得した権利を、「商品出資金」として貸借対照表に計上し、投資家の需要を勘案しながら、地位譲渡を行っていきます。

当該匿名組合契約に基づく権利を立替取得するための資金は、自己資金による他、資金調達によっております。資金調達額が拡大すれば、物件金額の大きい案件を組成しやすくなる等、結果として、当社の業績拡大に寄与します。

当社は平成22年9月7日に大阪証券取引所JASDAQ市場に上場し、当社の信用力が向上したこと、上場に伴う増資により財務内容が強化されたこと等を活かし、今後、資金調達の拡大・調達コストの低減を目指してまいります。

収益構造の多角化

(a) 取扱商品の拡大

当社は、タックス・リース・アレンジメントを主要な事業としておりますが、現在取扱うオペレーティング・リース以外の商品で、当社の販売力を活用できるような商品を提供することができれば、新規顧客の獲得機会の拡大、既存顧客に対する新たな商品の提供が可能となり、収益の安定化を図ることが可能となります。

具体的には、平成22年9月より、銀行代理業を開始したほか、平成23年9月期より、事業承継対策としてのM&A仲介業務を開始した他、保険契約者と保険会社との間に立って、契約者のために最適な保険契約の締結に向けて尽力する役割を担っている保険仲立人の業務を開始致しました。加えて金融商品仲介業への進出、信託を使った事業承継スキーム、その他取扱商品の拡大を検討するなど、多様な金融商品を提供するワンストップ型ファイナンシャルサービス業を目指してまいります。

(b) 営業担当者のコンサルティング能力強化

当社の営業担当者が、顧客サイドに有用な情報を提供するためには、タックス・リース・アレンジメント事業においては、会計・税法等の広範かつ深い知識が必要であり、また、その他の事業を展開するうえで様々な専門知識が必要となります。営業担当者に継続的なスキルアップや研修を行うことで、より顧客サイドに立った提案を行うことが可能になり、顧客満足度の向上を通じて販売強化を図ることが可能と考えています。

内部統制・コンプライアンス体制の継続的な強化

(a) 内部管理体制の強化

当社は役職員35人の小規模組織であります。金融商品取引法その他法令を遵守するコンプライアンス体制を継続的に強化し、内部牽制機能を満たした管理体制を強化することで、顧客の信頼に耐えうる組織を目指しております。

(b) 内部統制システムの効率的運用

内部管理体制の強化にあたっては、業容の拡大に伴い、組織規模に応じた必要十分なりスク管理体制を構築するため、情報及び業務の効率的運用を徹底してまいります。

上場企業としてのタイムリーディスクロージャーと個人株主の拡大

重要な会社情報の適時開示、会社説明会の開催及びホームページの充実等のIR活動を行い、経営内容の透明性向上及び公正な情報開示に努めることで、個人株主の拡大に努めます。

(2) 対処すべき課題

当社が取り扱う日本型オペレーティング・リース事業のマーケットは、長年、大手金融機関系の事業者が中心となっているマーケットであり、当社は数少ない独立系事業者の一つであります。今後、当社が成長していくためには、差別化した商品の提供とともに、顧客の信頼を高め、いかに幅広く当社及び当社の商品を認知してもらうかが対処すべき課題と認識しております。

平成22年9月7日に大阪証券取引所JASDAQ市場に上場し、当社の認知度は従前に比べ高まりましたが、これに甘んじることなく上場企業としての社会的責任をも果たすべく、平成22年度を初年度とする中期経営計画を策定いたしました。役職員一丸となってこの達成に注力し、企業価値の向上に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日（平成22年12月24日）現在において当社が判断したものであります。

(1) オペレーティング・リース事業固有のリスクについて

当社は、収益の大半をタックス・リース・アレンジメント事業に依存していることから、以下のリスクが顕在化した場合には、当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

なお、当社のタックス・リース・アレンジメント事業は、当社子会社（SPC）を用いたオペレーティング・リース事業により行っており、当該オペレーティング・リース事業に係るリスクには以下のものがあります。

賃借人の倒産等の影響を受けるリスク

賃借人についての破産手続、民事再生手続又は会社更生手続等の法的倒産手続の開始など、何らかの理由で賃借人から当社子会社（SPC）に対してリース料が支払われない事態が生じた場合には、オペレーティング・リース事業の収支が悪化して、当該事業に投資している投資家が損失を被る可能性があります。

この場合、当社が組成するオペレーティング・リース事業に対する投資家の投資意欲が減退するなどして当社が組成する新規のオペレーティング・リース事業への投資を募ることが困難となるなどの可能性があり、その結果、匿名組合契約に基づく権利の販売が減少する等して、当社が受け取る業務受託手数料が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

当社は、賃借人の倒産等のリスクを減少させるため、世界的にも大手の海運会社を中心にオペレーティング・リース事業の組成を行っております。また、万が一、賃借人について法的倒産手続が開始された場合にも、リース物件の売却や新たな賃借人を見つけることなどにより、リース料が支払われないことによって、オペレーティング・リース事業の収支が悪化することを回避する方針であります。もっとも、かかる対処にもかかわらず、不測の事態が生じた場合には、当該事業の収支が悪化する可能性は否定できず、この場合、投資家の投資意欲が減退し、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料等が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

将来のリース物件売却価額の変動リスク（残存価格リスク）

リース期間終了後、賃借人がリース物件を購入しない場合には、当社子会社（SPC）は市場を通じて第三者に売却することになりますが、当初想定したリース物件の売却価額より低い価額でしか売却できない事態が生じた場合には、オペレーティング・リース事業の収支が悪化して、当該事業に投資している投資家が損失を被る可能性があります。

この場合、当社が組成するオペレーティング・リース事業に対する投資家の投資意欲が減退するなどして当社が組成する新規のオペレーティング・リース事業への投資を募ることが困難となるなどの可能性があり、その結果、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

当社は、リース物件の売却価額について、事案によっては残価保証会社による残価保証を利用することにより一定額以上でのリース物件の換価を確保するなどして価格変動のリスクに対処しております。もっともかかる対処にもかかわらず、不測の事態が発生した場合における当該事業の収支が悪化する可能性は否定できず、この場合、投資家の投資意欲が減退し、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料等が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

商品出資金に計上している匿名組合契約に基づく権利について

当社は、当社子会社（SPC）に係る匿名組合契約に基づく権利について投資家にこれを譲渡することを前提に一時的に取得する場合があります。当該匿名組合契約に基づく権利を貸借対照表の「流動資産の部」に通常の「出資金」とは区別して「商品出資金」として取得価額で計上しております。

従って、当社が当該商品出資金を保有している間に、リース物件の価値の下落、賃借人の信用の悪化、為替相場が円高になるなどの事由により当該商品出資金の価値が取得価額を下回った場合には、当社は当該商品出資金について評価損または譲渡損を計上することになり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、当社が保有する商品出資金を譲渡する投資家を最終的に見つけることができなかつた場合には、当社が当該商品出資金の譲渡に伴い受け取ることを見込んでいた業務受託手数料を受け取ることができず、また、かかる場合には、当該商品出資金に係る持分について、当社が投資家として、オペレーティング・リース事業に関与することになるため、リース物件の価額の下落等の事情が生じることにより、当該持分への出資金の全部または一部を回収できなくなる可能性があります、これらの場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

為替リスク

() 当社の業務受託料の換算額に対する影響

当社が、当社子会社（SPC）から受け取る業務受託手数料は、主に米ドル建てとなっております。このため、為替相場が円高になった場合には、当該業務受託手数料を円に換算した時に為替相場の変動の影響を受ける結果、当該業務受託手数料が当初の想定額よりも少なくなることにより、当社の業績に影響を与える可能性があります。

() 新規オペレーティング・リース事業に対する影響

当社が組成するオペレーティング・リース事業では、リース物件の売却が外貨で行われる場合で、当該オペレーティング・リース事業の組成時点の為替レートよりも円高となった場合には、投資家にとって、オペレーティング・リース事業の円換算後の損益が悪化し、当該事業に投資している投資家が損失を被る可能性があります。

また、リース期間満了時に、投資家が受け取る出資金は米ドル建てが多く、出資時よりも円高となった場合、受取額が当初出資額よりも減少し、投資家にとって、オペレーティング・リース事業の円換算後の収支が悪化し、当該事業に投資している投資家が損失を被る可能性があります。

このように、投資家が、将来、円高となってオペレーティング・リース事業の損益または収支が悪化し、損失を被ると予測する場合には、投資家の投資意欲が減退するなどして、当社が組成する新規のオペレーティング・リース事業への投資を募ることが困難となるなどの可能性があります、その結果、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

() 商品出資金の譲渡に対する影響

当社が、米ドル建てで取得した商品出資金を投資家に円建てで譲渡するにあたり、当該商品出資金の地位譲渡価格をオペレーティング・リース事業組成時点の為替レートの水準に基づいて決定しております。

このため、当該商品出資金の取得後に急激に為替相場が円高傾向になった場合には、当該オペレーティング・リース事業の組成時点の為替レート水準に基づいて決定された円建ての地位譲渡価格が、地位譲渡時点における円建てでの為替レート水準で算定される商品出資金の価格に比して割高になり、投資家の投資意欲が減退し、当該商品出資金を購入する投資家が減少するなどの事由により、当初の販売計画に遅れが生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 法的規制について

金融商品取引法

オペレーティング・リース事業において締結される匿名組合契約、または任意組合契約に基づく投資家の権利は、金融商品取引法第2条第2項第5号の有価証券に該当するため、当社は金融商品取引法及び金融商品販売法をそれぞれ遵守する必要があります。

この点、当社はオペレーティング・リース事業において、匿名組合契約等に基づく権利を含む匿名組合出資持分等の私募の取扱い等の業務を行っているため、金融商品取引法第29条に基づく第二種金融商品取引業の登録を受けております。当社は、かかる業務を行うにあたり法令規則等の遵守を徹底しており、本書提出日現在において、かかる登録の取消事由に該当する事実はないと認識しておりますが、今後、何らかの事由により当社が業務停止命令や登録の取消等の行政処分等を受けた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

税務その他関連する法制

当子会社（SPC）を用いたオペレーティング・リース事業は、現行の税務、会計その他当該事業に関連する法令等に基づきその組成を行っております。

当社は、オペレーティング・リース事業を組成する際に、個別に税理士、弁護士等から意見書を取得することなどにより、関連する法令等の内容及びその法解釈について必要な検証を行っております。しかしながら、将来、当該法令等が改正され若しくは新たに制定されることにより課税の取扱いに変更が生じた場合には、当社が組成するオペレーティング・リース事業に対する投資家の投資意欲が減退して当社の組成する新規のオペレーティング・リース事業への投資を募ることが困難となるなどの可能性があり、その結果、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

過去においては、平成17年度税制改正における「租税特別措置法第67条の12（組合事業に係わる損失がある場合の特例）」により、営業者が投資家へ分配される損失及び利益のうち、投資家が損金として計上できる額は出資額を上限とするなど、税当局による規制強化が図られております。

また、将来、会計基準が改正され、オペレーティング・リース取引における賃借人にとってのオフバランス効果が減少した場合には、オペレーティング・リース事業の組成案件数が減少するなどして、当社の業績に影響を与える可能性があります。

銀行法、保険業法、その他関連する法令等

平成22年4月19日に銀行代理業の許可を取得し、平成22年9月以降、業務を開始しております。また、平成22年8月9日に保険仲立人の登録を完了し、平成23年9月期より業務を開始しております。これらの業務を行うためには、金融商品取引法、銀行法、保険業法、個人情報保護法、その他関連する法令等を遵守する必要があります。

当社は、かかる業務を行うにあたり法令規則等の遵守を徹底しており、本書提出日現在において、かかる登録の取消事由に該当する事実はないと認識しておりますが、今後、何らかの事由により当社が業務停止命令や登録の取消等の行政処分等を受けた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 特定業種への依存について

オペレーティング・リース事業の対象物件は、航空機、船舶、海上輸送用コンテナが中心のため、海運業界や航空業界の設備投資動向にオペレーティング・リースの組成動向が影響を受ける可能性があり、結果として当社の業績に影響を与える可能性があります。

また海運業界や航空業界の業績次第では、投資家の賃借人への信頼度が低下したり、リース期間終了時の物件売却価額が低下する可能性があるため、投資家の投資意欲が減退し、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料等が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 第2四半期または第4四半期の業績偏重について

当社の販売する匿名組合事業契約に基づく権利につきましては、その初回損益分配時期までに出資することにより投資効果が得られますが、国内法人の傾向として、3月決算もしくは9月決算が多いため、投資額も3月もしくは9月に集中する傾向があります。これにより、当社の業績は第2四半期または第4四半期に偏重する傾向があり、今後も同様の傾向が続く可能性があります。第8期及び第9期における当社の四半期売上高及び通期売上高に対する比率は以下のとおりであります。

第8期（平成20年10月1日～平成21年9月30日）

	第1四半期 （自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）	第2四半期 （自平成21年1月1日 至平成21年3月31日）	第3四半期 （自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）	第4四半期 （自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）
売上高（千円）	127,068	259,492	112,979	357,380
通期売上高に占める比率（％）	14.8	30.3	13.2	41.7

第9期(平成21年10月1日～平成22年9月30日)

	第1四半期 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	第2四半期 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	第3四半期 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	第4四半期 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
売上高(千円)	293,834	591,404	241,059	495,639
通期売上高に占める比率(%)	18.1	36.4	14.9	30.6

(5) 金融資本市場及び経済状況の混乱による影響について

現在世界経済はいわゆるリーマンショック以降に生じた混乱から立ち直り、落ち着きを取り戻していますが、金融業界の事業環境には、深刻な信用収縮、金融システムへの信頼性の低下、またそれを原因とした世界経済の悪化等、様々な影響が一時的に生じました。今後、世界経済の悪化や金融システムの不安定な状況が発生した場合、リース組成時の資金調達が困難になる可能性があります。そのような状況に陥った場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

当社は株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするコミットメントライン契約を締結しており、本書提出日現在では、総額30億円で設定しています。当社は、当社子会社(SPC)に係る匿名組合契約に基づく権利を、投資家にこれを譲渡することを前提に一時的に取得する場合があります。その取得資金に充当しております。コミットメントライン契約の期間は概ね1年ですが、世界経済の悪化等何らかの理由により更新できない場合、当社にとって必要な資金をタイムリーに調達できなくなることから当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 連結の範囲決定に関する事項

特別目的会社(SPC)の連結会計上の取扱について

平成20年5月13日に「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号)が公表されたことに伴い、当社は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第1項第2号に基づき、当社の子会社を連結の範囲に含めることで利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがある子会社と判断し、連結の範囲から除いております。

今後、新たな基準の設定や、実務指針等の公表により、特別目的会社(SPC)に関する連結範囲の決定について、当社が採用している方針と大きく異なる会計方針が確立された場合には当社の連結範囲決定方針においても大きな変更が生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(7) 財務制限条項について

当社は、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするコミットメントライン契約を同行を含む金融機関5行と締結しております。本書提出日現在、以下の財務制限条項が付されており、当社の業績が悪化した場合には、財務制限条項に抵触し、借入れについて期限の利益を喪失する可能性があります。期限の利益を喪失し、一括返済が求められた場合、当社の事業運営に重大な影響を生じる可能性があります。

平成22年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成21年9月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

平成22年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

(8) 重要な訴訟事件等に関わるリスク

当社及び当社子会社(SPC)は、オペレーティング・リースを利用したタックス・リース・アレンジメント事業を展開していますが、これらに関連して、投資家・紹介先等より法的手続等を受ける可能性があります。当社及び当社子会社(SPC)が今後当事者となる可能性のある訴訟、および法的手続きの発生や結果を予測することは困難ではありますが、当社及び当社子会社(SPC)に不利な結果が生じた場合は、当社及び当社子会社(SPC)の業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 小規模組織であること並びに優秀な人材の確保及び育成について

当社は本書提出日現在、常勤取締役5名、監査役3名、従業員29名と規模が比較的小さく、内部管理体制も規模に応じたものとなっております。当社は、今後の業務規模の拡大及び業務内容の多様化に対応すべく、人員の増強及び内部管理体制の一層の充実を図る予定ですが、人材等の増強が予定どおり進まなかった場合、または既存の人材が社外に流出した場合、当社の事業計画に遅れが生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、当社は未だ成長途上にあり、事業の拡大をしていく上で、優秀な人材を適切な時期に確保し育成する必要があります。そのような人材が確保または育成されない場合には、当社の事業計画に遅れが生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(10) 代表取締役社長への依存及び当社の事業推進体制について

当社の代表取締役社長である谷村尚永は、当社の創業者であるとともに、設立時より最高経営責任者であり、また、本書提出日現在、当社の発行済株式総数の72.77%を保有する大株主であります。同氏は、オペレーティング・リース事業の組成・販売に関する豊富な経験と知識や、取引先、投資家等各分野に渡る人脈を有しており、また、経営方針や事業戦略等の立案及び決定を始め、当社の事業推進の中心的役割を担っていることから、当社における同氏への依存度は高いものとなっております。

このため当社では、取締役会や社内会議において、役職員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかし、現時点においては、何らかの理由により同氏が当社の経営者として業務執行が困難となった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日（平成22年12月24日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して作成しております。重要な会計方針につきましては、「第一部 企業情報 第5 経理の状況」に記載しております。

財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択及び適用に加え、会計上の見積りが必要となります。会計上の見積りは、固定資産の減損に係る会計基準における回収可能額の算定、繰延税金資産の回収可能性の判断、貸倒引当金の計上等が該当しますが、過去の実績や合理的な方法により見積りを行っております。ただし、見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

当事業年度末の総資産は、前事業年度末に比べて827百万円増加し、2,366百万円となりました。

これは主に、匿名組合契約に基づく権利の一時的な立替取得額が増加したことにより、当該匿名組合契約に基づく権利を計上する商品出資金が936百万円増加したことによるものであります。

負債合計は前事業年度末に比べて138百万円減少し、813百万円となりました。

これは主に、前事業年度末に比べ、課税所得の増加に伴い未払法人税等が322百万円、また組成が増加したこと等に伴い未払消費税等が45百万円及び前受金が184百万円、それぞれ増加した一方で、借入金の返済を進めたことにより、短期借入金が500百万円、1年内返済予定を含めた長期借入金が186百万円、それぞれ減少したことによるものであります。

純資産合計は、前事業年度末に比べて966百万円増加し1,553百万円となりました。これは主に、当期純利益444百万円の計上、上場に伴う公募増資及び第三者割当増資による資本金及び資本準備金の増加合計532百万円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

売上高の分析

当社の売上高はタックス・リース・アレンジメント事業における当社子会社（SPC）からの業務受託手数料がほとんどであり、当該業務受託手数料を売上高に計上するためには、オペレーティング・リース事業の投資家に対して、匿名組合契約に基づく権利を販売することが必要となります。またその前提として、オペレーティング・リース事業を組成する必要があります。

当事業年度における売上高は、1,621百万円（前年度比89.3%増）と増加いたしました。これは主に、組成・販売体制の強化などの各種施策の結果、当事業年度のオペレーティング・リース事業の組成金額は25,187百万円（前年度比88.7%増）と好調に推移し、また当社のオペレーティング・リース事業への投資家となる国内中小法人の経営環境も非常に厳しい状況であるものの、オペレーティング・リース事業に対する需要は底堅く、当事業年度における匿名組合契約に基づく権利の販売額は7,716百万円（前年度比53.7%増）と好調に推移したことによるものです。

費用・利益の分析

当事業年度における売上原価は、オペレーティング・リース事業の組成金額が好調に推移した一方で、組成にあたり必要なコスト削減に努めた結果、222百万円（前年度比28.5%増）となりました。

また販売費及び一般管理費については、人員の増加や本社・営業拠点の拡充により577百万円（前年度比53.7%増）となりましたが、売上高増加によりコスト増加を吸収した結果、営業利益は821百万円（前年度比166.8%増）となりました。

営業外収益は、一時的に立替取得する匿名組合契約に基づく権利について、投資家に地位譲渡するまでの期間に対応する立替金利を受取利息として計上したこと等により、16百万円（前年度比32.5%減）となりました。営業外費用は、シンジケートローンに係る支払手数料や、株式交付費等を計上した一方で、前期に計上した商品出資金譲渡損の減少などにより、64百万円（前年度比28.1%減）となりました。

この結果、経常利益は773百万円（前年度比219.0%増）となりました。

税引前当期純利益は、前事業年度に計上した減損損失等の特別損失が減少したことにより771百万円（前年度比332.8%増）となり、税金費用計上後の当期純利益は444百万円（前年度比344.8%増）となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度末の現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べて248百万円減少し、482百万円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、前事業年度に比べ664百万円減少し、11百万円となりました。

これは主に、税引前当期純利益771百万円（前年度比593百万円増加）に加え、前受金の増加による収入が184百万円（前年度は80百万円の支出）となったものの、投資家に対する一時的な立替取得額が前事業年度末に比べ増加したことから、商品出資金の増加による支出が936百万円（前年度は残高減少により616百万円の収入増加）となったためです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、前事業年度に比べ59百万円減少し、51百万円となりました。

これは主に、オペレーティング・リース事業を行うSPCとして利用するため等の子会社株式の取得による支出19百万円（前年度比3百万円減少）並びに本社及び営業拠点の拡充等による有形固定資産の取得による支出21百万円（前年度比20百万円減少）及び敷金及び保証金の差入による支出10百万円（前年度比34百万円減少）があったためです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、前事業年度に比べ73百万円減少し、207百万円となりました。

これは主に、株式の発行による収入524百万円（前年度比490百万円増加）があったものの、借入金の返済による支出686百万円（前年度比409百万円増加）、シンジケートロ－ン手数料の支払額34百万円（前年度比7百万円増加）があったためです。

(5) 経営戦略の現状と今後の方針

当事業年度における我が国経済は、海外経済の改善や経済対策等を背景に景気の持ち直し傾向がみられたものの、急速な円高の進行等により、先行きに不透明さもあり、また失業率が高水準にある等、依然として厳しい状況が続いております。このような経営環境のもとでも、当社は販売機会を積極的にとらえるべく、組成・販売体制の強化、金融商品取引法はじめ各種関連法令の遵守体制や内部統制の強化に努めました。また信用力の強化及び資金調達を主な目的として、平成22年9月7日に大阪証券取引所JASDAQ市場に上場を果たしました。その結果、当事業年度の経営成績等は、概ね順調に推移しましたが、今後も厳しい経営環境が続くものと予測されます。

当社は、このような環境のもとでも、更なる成長を目指すため、タックス・リース分野においてのシェア向上、収益構造の多角化、内部統制・コンプライアンス体制の継続的な強化、上場企業としてのタイムリーディスクロージャーと個人株主の拡大という中長期的な経営戦略に磨きをかけてまいります。中長期的な経営戦略を含む今後の方針につきましては、「3 対処すべき課題」をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度においては、営業及び管理業務の効率向上のため、内装工事等で4百万円の設備投資を実施しました。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成22年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				合計 (千円)	従業員数 (人)
		建物附属 設備 (千円)	車両運搬具 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)		
東京本社他 (東京都千代田区)	業務施設	8,856	-	14,544	35,927 (3,871.12)	59,328	16
大阪支店 (大阪市中央区)	業務施設	4,439	-	3,252	-	7,691	5
名古屋支店 (名古屋市中区)	業務施設	8,863	794	4,107	-	13,765	3
福岡営業所 (福岡市中央区)	業務施設	7,353	1,158	3,326	-	11,837	3

(注) 1. 上記の金額には消費税等を含めておりません。

2. 上記の各事業所の建物は賃借しており、駐車場等を含めた当事業年度の賃借料総額は、65,348千円であります。

3. 土地は遊休不動産であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、人員増に伴う本社・営業所の拡充・新設によるものが殆どであり、景気動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年12月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,231,300	1,231,300	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であり、権利内容 に何ら限定のない当社における 標準となる株式であり、単元株式 数は100株であります。
計	1,231,300	1,231,300	-	-

(注) 当事業年度末現在の上場金融商品取引所は、大阪証券取引所 JASDAQ 市場であります。

なお、大阪証券取引所 JASDAQ 市場は、平成22年10月12日付で同取引所へラクレス市場及びNEO市場ととも
に、新たに開設された同取引所 JASDAQ に統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は大阪証券
取引所 JASDAQ (スタンダード) であります。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権

(平成20年9月19日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成22年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	62(注)1、2	62(注)1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	62,000(注)1、2	62,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	600	600
新株予約権の行使期間	自平成22年11月1日 至平成30年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 600 資本組入額 300	発行価格 600 資本組入額 300
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認 を要し、新株予約権に担保権を 設定することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1、「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等により権利が喪失されたものを減じた数であります。

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は1,000株であります。

3. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、以下の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって以下の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、以下の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）において、これを行使することを要する。

新株予約権者の死亡、合併による消滅又は会社分割により本新株予約権が承継される場合には、相続人、存続会社又は承継会社による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権発行時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員のいずれかであることを要する。ただし、上場後に、任期満了による退任又は定年退職した場合及び特に取締役会の決議により承認された場合はこの限りではない。

新株予約権者は、以下の区分に従って、権利の一部又は全部を行使することができる。

() 権利行使時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員の地位にある者

(ア) 上場の日より 1 年を経過した日の翌日から 1 年以内の期間において当初の新株予約権の最大 30% 以内について権利を行使することができる。

(イ) 上場の日より 2 年を経過した日の翌日から 1 年以内の期間において既に行使済みの数を含めて当初の新株予約権の数の最大 60% 以内について権利を行使することができる。

(ウ) 上場の日より 3 年を経過した日の翌日以降は、未行使の新株予約権について権利を行使することができる。

() 上記()の区分にかかわらず上場後に任期満了退任した当社、当社子会社の取締役・監査役又は定年退職した従業員については、以下のとおりとする。

(ア) 任期満了退任日又は定年退職日までは上記()の区分に準ずる。

(イ) 任期満了退任日の翌日以降については、上場の日より 1 年を経過した日の翌日から、未行使の新株予約権を全て行使することができる。

() 上記()()以外の者は、上場の日より 1 年を経過した日の翌日から、全ての新株予約権を行使することができる。

新株予約権行使日の前日の証券取引所における当社普通株式の終値が 1 株当たり払込価額の 1.5 倍以上であることを要する。

6. その他取得の条件

平成 23 年 9 月 30 日の時点において、当社株式が上場がなされていない場合には、当社は取締役会決議により、取締役会で定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書、その他重要な事項につき株主総会の決議がなされたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。

新株予約権者が上記に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができる。

第2回新株予約権

(平成20年9月19日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成22年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	20(注)1、2	20(注)1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000(注)1、2	20,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	600	600
新株予約権の行使期間	自平成22年1月1日 至平成30年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 600 資本組入額 300	発行価格 600 資本組入額 300
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要し、新株予約権に担保権を設定することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利放棄されたものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

3. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、以下の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって以下の算式により払込額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、以下の算式により払込額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）において、これを行使することを要する。
新株予約権者の死亡、合併による消滅又は会社分割により本新株予約権が承継される場合には、相続人、存続会社又は承継会社による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権発行時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員のいずれかであることを要する。ただし、上場後に、任期満了による退任又は定年退職した場合及び特に取締役会の決議により承認された場合はこの限りではない。

上場の日以前にこれを行使する場合は、取締役会の承認を要する。ただし、上場承認日の翌日までは本新株予約権は行使することはできない。

6. その他取得の条件

平成23年9月30日の時点において、当社株式が上場がなされていない場合には、当社は取締役会決議により取締役会で定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書、その他重要な事項につき株主総会の決議がなされたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。

新株予約権者が上記に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができる。

第3回新株予約権

（平成21年9月14日臨時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 （平成22年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成22年11月30日）
新株予約権の数（個）	19（注）1、2	19（注）1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	19,000（注）1、2	19,000（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	600	600
新株予約権の行使期間	自 平成23年11月1日 至 平成31年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 600 資本組入額 300	発行価格 600 資本組入額 300
新株予約権の行使の条件	（注）5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については取締役会の承認を要し、新株予約権に担保権を設定することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等により権利が喪失されたものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

3. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、以下の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって以下の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）、又は、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、以下の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）において、これを行使することを要する。

新株予約権者の死亡、合併による消滅又は会社分割により本新株予約権が承継される場合には、相続人、存続会社又は承継会社による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権発行時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員のいずれかであることを要する。ただし、上場後に、任期満了による退任又は定年退職した場合及び特に取締役会の決議により承認された場合はこの限りではない。

新株予約権者は、以下の区分に従って、権利の一部又は全部を行使することができる。

() 権利行使時において当社、当社子会社の取締役・監査役又は従業員の地位にある者

(ア) 上場の日より1年を経過した日の翌日から1年以内の期間において当初の新株予約権の最大30%以内について権利を行使することができる。

(イ) 上場の日より2年を経過した日の翌日から1年以内の期間において既に行使済みの数を含めて当初の新株予約権の数の最大60%以内について権利を行使することができる。

(ウ) 上場の日より3年を経過した日の翌日以降は、未行使の新株予約権について権利を行使することができる。

() 上記()の区分にかかわらず上場後に任期満了退任した当社、当社子会社の取締役・監査役又は定年退職した従業員については、次のとおりとする。

(ア) 任期満了退任日又は定年退職日までは上記()の区分に準ずる。

(イ) 任期満了退任日の翌日以降については、上場の日より1年を経過した日の翌日から、未行使の新株予約権を全て行使することができる。

新株予約権行使日の前日の証券取引所における当社普通株式の終値が1株当たり払込価額の1.5倍以上であることを要する。

6. その他取得の条件

平成24年9月30日の時点において、当社株式が上場がなされていない場合には、当社は取締役会決議により、取締役会で定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書、その他重要な事項につき株主総会の決議がなされたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。

新株予約権者が上記に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成19年8月29日 (注)1	200	1,000	10,000	50,000	-	-
平成21年9月30日 (注)2	56	1,056	16,800	66,800	16,800	16,800
平成21年12月26日 (注)3	1,054,944	1,056,000	-	66,800	-	16,800
平成22年9月6日 (注)4	150,000	1,206,000	227,700	294,500	227,700	244,500
平成22年9月28日 (注)5	25,300	1,231,300	38,405	332,905	38,405	282,905

(注)1. 有償第三者割当

割当先 谷村尚永 200株
発行価格 50,000円
資本組入額 50,000円

2. 有償第三者割当

割当先 法人20名 個人2名 合計 22名
発行価格 600,000円
資本組入額 300,000円

3. 株式分割(1:1,000)

4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 3,300円
引受価額 3,036円
資本組入額 1,518円
払込金総額 455,400千円

5. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出に関連した第三者割当増資)

発行価格 3,300円
引受価額 3,036円
資本組入額 1,518円
割当先 野村證券株式会社

(6) 【所有者別状況】

平成22年9月30日現在

区分	株式の状況 (1 単元の株式数100株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	2	6	32	6	-	590	636	-
所有株式数 (単元)	-	94	48	510	610	-	11,050	12,312	100
所有株式数の割合 (%)	-	0.76	0.40	4.14	4.95	-	89.75	100.0	-

(7) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
谷村 尚永	東京都世田谷区	896,000	72.77
バンクオブニューヨークメロン エスエーエヌブイ クライアント アカウント ファンファーレ ジャパン (常任代理人 株式会社三菱東京 U F J 銀行)	RUE MONTOYER 46 1000 BRUSSELS BELGIUM (東京都千代田区丸の内 2 - 7 - 1)	48,900	3.97
谷村 真紀	東京都世田谷区	28,000	2.27
古谷 久	東京都三鷹市	19,500	1.58
昔農 千春	京都府相楽郡精華町	10,000	0.81
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1 - 2 - 10	8,900	0.72
バンクオブニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアールデイ アイエスジー エフイー - エイシー (常任代理人 株式会社三菱東京 U F J 銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内 2 - 7 - 1)	7,300	0.59
宇住 晃治	千葉県市川市	5,400	0.44
阿部 真	愛媛県今治市	5,000	0.40
株式会社アール・シー・エス	大阪市北区中崎 3 - 1 - 20	4,000	0.33
株式会社プレゼンス	東京都調布市布田 4 - 20 - 2	4,000	0.33
株式会社コジット	大阪市中央区常盤町 1 - 3 - 8	4,000	0.33
株式会社伊予捺染	愛媛県今治市山路832 - 3	4,000	0.33
計	-	1,045,000	84.87

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,231,200	12,312	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 100	-	-
発行済株式総数	1,231,300	-	-
総株主の議決権	-	12,312	-

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

第三者割当等による取得者の株式等の移動状況について

平成21年9月30日に有償第三者割当増資により発行した株式の取得者から、大阪証券取引所の規則等により、当該株式を上場日(平成22年9月7日)以後6ヶ月間を経過する日まで所有する旨の確約を得ております。

なお、当該株式について、当該上場日以降本書提出日までの間において、取得者による株式移動は、以下に記載の事項を除き行われておりません。

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成22年9月7日	株式会社船井財産コンサルタンツ高松	香川県高松市塩上町3-1-1	取引先	市場で売却のため不明	市場で売却のため不明		1,000	3,300,000(3,300)	錯誤(確約の失念)による売却
平成22年9月7日	株式会社マックコンサルタンツ	名古屋市中区栄3-18-1	取引先	市場で売却のため不明	市場で売却のため不明		1,000	3,300,000(3,300)	錯誤(確約の失念)による売却

(注) 本件は、いずれも、移動前所有者が確約内容を錯誤した結果、本株式を譲渡(売却)したものであります。なお、移動前所有者は、全株式2,000株について原状復帰のために買戻しを行いました(株式会社船井財産コンサルタンツ高松は、平成22年11月5日に1,000株、株式会社マックコンサルタンツは、平成22年11月9日に1,000株、各々買戻しを行っております)。

移動後所有者の氏名、住所及び提出会社との関係等につきましては、大阪証券取引所JASDAQ市場における売却を行ったため、特定できません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

平成20年9月19日臨時株主総会決議

会社法の規定に基づき、平成20年9月30日現在の取締役、監査役、従業員、取引先の一部及びその他個人に対して新株予約権を付与することを、平成20年9月19日の臨時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

平成20年第1回新株予約権

決議年月日	平成20年9月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2 監査役 3 従業員 9 取引先 31
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 提出日現在におきましては、付与対象者は、退職等による権利喪失により32名減少しております。

平成20年第2回新株予約権

決議年月日	平成20年9月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2 その他個人 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 提出日現在におきましては、付与対象者は、権利放棄により1名減少しております。

平成21年9月14日臨時株主総会決議

会社法の規定に基づき、平成21年9月30日現在の従業員の一部に対して新株予約権を付与することを、平成21年9月14日の臨時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

決議年月日	平成21年9月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員18
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 提出日現在におきましては、付与対象者は、退職等による権利喪失により3名減少しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	76	190,000

(注) 当期間における取得自己株式には、平成22年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの株式の買取請求による株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	76	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、平成22年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式数は含めておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、平成22年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、当事業年度の利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針とし、1株当たり95円の普通配当に、大阪証券取引所JASDAQ市場(現JASDAQ(スタンダード))への上場を記念した記念配当30円を加えた、1株当たり125円の配当を実施させて頂きました。内部留保資金につきましては、主に今後のオペレーティング・リース事業の組成資金に充当し、さらなる利益獲得のために有効活用してまいります。

なお、平成23年9月期以降の配当方針につきましては、株主の皆様に対する利益還元をより明確にするため、業績に応じた利益還元を実施することを基本方針とし、配当性向の目標を概ね30%以上とすることに変更しております。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成22年12月22日 定時株主総会決議	153,912	125

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月
最高(円)	-	-	-	-	3,600
最低(円)	-	-	-	-	2,610

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所 J A S D A Q 市場におけるものであります。

なお、平成22年9月7日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	-	-	-	-	-	3,600
最低(円)	-	-	-	-	-	2,610

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所 J A S D A Q 市場におけるものであります。

なお、平成22年9月7日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長		谷村 尚永	昭和34年7月25日生	昭和58年4月 住商リース株式会社入社 平成10年8月 ING Lease Japan N.V東京支店在日代表 平成13年11月 有限会社ファイナンシャル・プロダクト・グループ(現 当社)設立 当社代表取締役(現任)	(注)2	896,000
常務取締役	財務部及び総務部担当	片山 茂治	昭和36年1月4日生	昭和58年4月 住商リース株式会社入社 平成17年4月 同社東京営業第一部長 平成20年2月 当社入社 当社常務取締役 管理本部長 平成21年12月 当社常務取締役財務部長 平成22年8月 当社常務取締役(現任)	(注)2	-
常務取締役	大阪支店、名古屋支店及び福岡営業所担当	上田 直之	昭和35年10月22日生	昭和59年4月 住商リース株式会社入社 平成19年1月 当社入社 平成19年2月 当社取締役 平成20年3月 当社営業本部長 平成21年12月 当社常務取締役(現任)	(注)2	-
取締役	経理部担当 経理部長	久保出健二	昭和37年11月30日生	昭和61年10月 港監査法人入社 平成3年2月 国際投信委託株式会社 入社 平成7年9月 株式会社ジャフコ入社 平成11年4月 株式会社エム・エー・シー入社 平成16年1月 バンクテックジャパン株式会社入社 平成20年6月 当社入社 当社経理部長(現任) 平成21年12月 当社取締役(現任)	(注)2	-
取締役	東京営業部及びストラクチャーファイナンス部担当東京営業部長	高橋 和樹	昭和38年6月7日生	昭和63年4月 住商リース株式会社入社 平成20年10月 当社入社 当社ストラクチャーファイナンス部長 平成21年4月 当社東京営業部長(現任) 平成21年12月 当社取締役(現任)	(注)2	-
常勤監査役		手塚 昌弘	昭和16年2月28日生	昭和38年4月 株式会社小松製作所入社 平成3年6月 小松フォークリフト株式会社取締役 平成9年6月 同社常勤監査役 平成20年7月 当社常勤監査役(現任)	(注)3	-
監査役		門多 丈	昭和22年4月18日生	昭和46年4月 三菱商事株式会社入社 平成11年4月 三菱商事証券株式会社代表取締役社長 平成19年4月 株式会社カドタ・アンド・カンパニー代表取締役(現任) 平成19年6月 株式会社八十二銀行監査役(現任) 平成19年10月 株式会社アドバンテッジアドバイザーズ監査役(現任) 平成20年7月 当社監査役(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		船山 雅史	昭和27年 8月30日生	昭和51年12月 アーサーアンダーセンアンドカンパニー入社 昭和62年 8月 シティバンク・プライベートバンク入社 平成 8年11月 リバプリックニューヨーク銀行プライベートバンキング入社 平成18年10月 船山公認会計士事務所代表(現任) 平成18年10月 株式会社フィナンテック取締役(現任) 平成20年 7月 当社監査役(現任)	(注) 3	-
計						896,000

- (注) 1. 監査役手塚昌弘、門多丈、及び船山雅史は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 平成22年 5月13日開催の臨時株主総会の終結の時から 2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 平成22年 5月13日開催の臨時株主総会の終結の時から 4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
4. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役 1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
安田 正敏	昭和22年 8月17日生	昭和46年 4月 株式会社日立製作所入社 昭和58年 1月 シティバンク東京支店 入社 昭和63年 7月 シティコープ・スクリムジャー・ヴィッカーズ証券東京支店長 平成 4年 7月 キャンターフィッツジェラルド日本代表 平成13年 7月 ブランナビコンサルティング・エル・エル・シー東京都事務所設立 社長兼シニアコンサルタント(現任) 平成18年12月 株式会社MM総研 取締役副所長(現任)	-

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、株主、従業員、取引先等、当社を取り巻くステークホルダーの方々の利益を尊重した経営を図ることが、当社の使命であると考え、業績の向上と経営の効率化に努めてきました。また、役員はもちろんのこと従業員も含めたコンプライアンスの徹底にも取り組んでまいりました。

そしてこれら実効性を担保する仕組みがコーポレート・ガバナンスであると認識しその充実を図ってきましたが、今後はタイムリーディスクロージャーを含め、当社の成長過程に応じたコーポレート・ガバナンスの充実・強化を経営上の重要課題として取り組み、成長を続けたいと考えております。

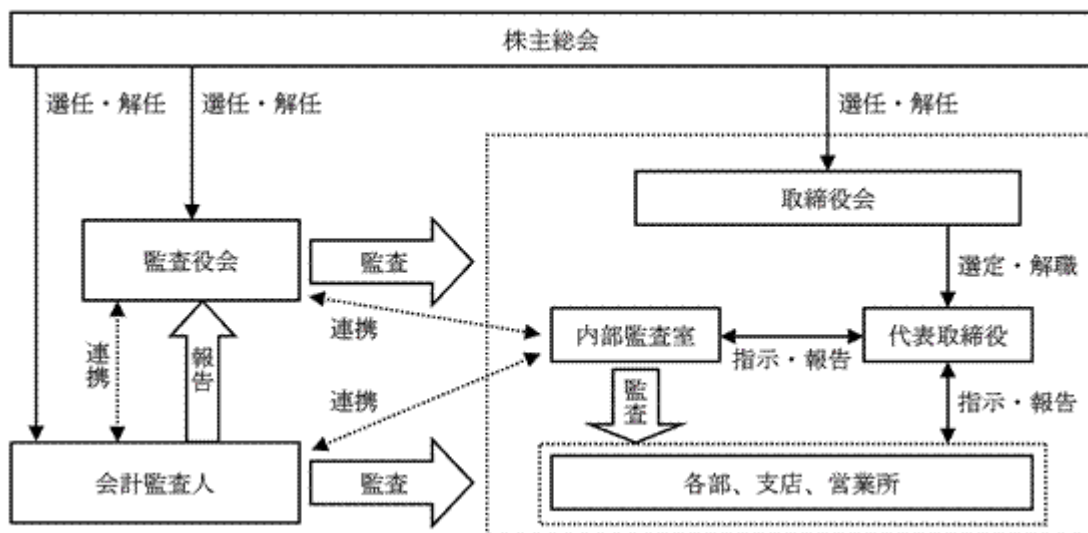
当社の経営理念のなかに、“専門技術を活用するには、厳格な倫理感を有していなければならない”とありますが、コンプライアンスにつきましてもコーポレート・ガバナンスの中核をなすものと認識し、徹底を図っております。

さらに、企業価値の増大・最大化がコーポレート・ガバナンスの基本目標であると認識し、金融分野での「真のプロフェッショナル」を目指し、それに相応しい経営体制の整備・構築・運用を目標としています。

企業統治の体制

() 企業統治の体制の概要

当社の企業統治の体制の概要は以下のとおりであります。



(a) 取締役会

取締役会は、定例取締役会を月1回、また必要に応じて適時に臨時取締役会を開催しております。取締役会では、重要な業務執行及び法定事項に関する決定を行うとともに、業務執行の監督も行っております。当社の取締役は、本書提出日現在5名であり、社外取締役は選任していません。

(b) 監査役会

監査役会は、原則として月1回開催しております。当社の監査役会は、常勤（社外）監査役1名と社外監査役2名で構成されており、監査役はいずれも他社の取締役・監査役等の知識・経験を豊富に持っております。各監査役は、監査役会で策定された監査計画に基づき監査役監査を実施し、取締役の業務執行の監査及び監視を行っております。

(c) 内部監査室

内部監査室は、代表取締役社長直轄の他の組織から独立した組織としており、専任担当者1名を配置し、当社の業務活動全般に関して、内部統制の有効性を評価しております。

() 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、業務に精通した取締役が、取締役会における審議・決定に基づき業務を遂行し、監査役会が、取締役による業務執行の監視などを行う体制が、適切なコーポレートガバナンスを実現し、迅速かつ効率的な経営を行ううえで最も適切であると考えて、監査役会設置会社の形態を採用しております。

() 内部統制システムの整備の状況及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会において、当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について定め、公正で健全な経

営の推進に努めております。この決議の概要は次のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、既に定めある「コンプライアンスマニュアル」を法令遵守及び倫理維持の基本方針とし、取締役及び使用人に周知徹底し、業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その遵守及び推進を求め

る。

コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

取締役及び使用人の業務執行における法令・社内規程・規則等の遵守状況について日常的に相互監視を行うとともに、監査役及び内部監査室は連携し、定期的に全社及び主要な関係会社について、その遵守体制の有効性の検証を行う。

取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

既に定めある「コンプライアンスマニュアル」の反社会的勢力に対する基本方針に基づき要領等の整備を行い、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係をもたず、警察等関連機関とも連携し毅然と対応することとする。

金融商品取引法に基づく信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、財務報告に係る内部統制の整備、運用を適切に行うこととする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に際しては、既に定めある「文書管理規程」に基づき文書・記録の保存及び管理を適正に行う。

監査役及び内部監査室は連携し、定期的に情報の保存及び管理について、監査を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理の体制については、既に定めある「リスク管理規程」に基づき、常に見直し改善を図り、それに則った厳格な運営を行う。

オペレーショナルリスク等の管理については、災害・事故発生時の報告体制を整備し、顧客保護に重点を置いて、事故の予防及び発生事故の早期解決を図るとともに再発防止の対策を講じる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時にこれを開催する。取締役会の手続き及び取締役会の権限範囲等は、既に定めある「取締役会規程」に基づき、常に見直し改善を図り、それに則った厳格な運営を行う。

取締役による効果的な業務運営を確保するため、既に定めある「組織規程」、「職務権限規程」及び「職務分掌規程」に基づき、取締役の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで組織の効率的な運営を図る。

取締役会は、当社の企業理念を定めるとともに、中期経営計画を策定し、取締役及び使用人に周知徹底し、適切な経営管理に努め、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

その他社内規程を整備することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が求めがあった場合には、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人の人数、権限、所属する組織、指揮命令権等について決定し、使用人の人事発令等を速やかに行う。
- (6) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前号により設置される監査役を補助すべき組織の使用人の独立性を確保するため、当該組織及びその使用人の人事（異動、人事評価、懲戒等）に関しては、代表取締役社長が監査役の同意を得た上決定する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は取締役会及び重要な会議に出席し、業務執行状況の報告を受ける。
監査役には主要な稟議書その他社内の重要書類が回付され、または、要請があれば直ちに関係書類・資料等が提出される。
監査役は、定期的に代表取締役社長との意見交換会を開催するほか、他の取締役及び使用人からその職務執行等に関する報告・説明を受けることができる。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役は、監査役職責、心構え、監査体制、監査にあたっての基準、行動指針等を明確にした「監査役監査基準」及び毎年策定する監査計画書を熟知するとともに、監査役監査の重要性・有用性を充分認識し、また、監査役監査の環境整備に努める。
監査役が必要と認めるときは、代表取締役社長等と協議の上、特定の事項について、内部監査室に監査の協力を求めることができる。また、監査役は、管理部門その他の各部に対しても、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。
監査役は、監査法人と、両者の監査業務の品質及び効率を高めるため、相互協議に基づき、情報・意見交換等の緊密な連携を図る。

() 責任免除契約の状況

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約（責任の限度額は法令が規定する額とする。）を締結することができる旨を定款に定めておりますが、本書提出日現在、当該責任限定契約は締結しておりません。 _

内部監査及び監査役監査の状況

() 内部監査

内部監査室は、年度監査計画を策定し、被監査部門に対する監査を実施しております。また監査結果を代表取締役社長と被監査部門に報告するとともに、被監査部門における改善状況を点検し、実効性かつ有効性の高い監査を実施しております。また、内部監査室は、会計監査人との面談等を通じて、相互に情報を共有しながら監査を実施しております。

() 監査役監査

監査役会は、手塚昌弘氏、門多丈氏及び船山雅史氏の3名から構成されており、いずれも社外監査役であります。また、船山雅史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役は、監査役会で定めた年度監査計画に基づいて監査の実施、取締役会への出席、各取締役との定期的面談等を行うことで、取締役の職務執行が法令・定款に適合し、会社業務が適正に遂行されているかを監査しております。また、監査役は、会計監査人との面談・報告等を通じ、相互に情報を共有しながら監査を行っております。また内部監査室とは、随時の面談、内部監査結果の確認、監査への立会などを通じ、相互に情報を共有しながら監査を行っております。

社外取締役と社外監査役

当社は、取締役の業務執行の監査及び監視について、取締役から独立した立場で、かつ、実効性のある監査を担保するために社外監査役を3名選任しております。

選任した社外監査役は、他社での取締役・監査役などの経験が豊富であり、適切な監査の遂行が可能であると判断しております。また当社と社外監査役には、手塚昌弘氏4,000株、門多丈氏2,000株、船山雅史氏2,000株の新株予約権の付与を除く他、当社と人的・資本的關係、取引関係及びその他利害関係はなく、当社及び当社の子会

社での勤務経験等もないことから、独立した立場での監査が可能と判断しております。

社外監査役のうち手塚昌弘氏は常勤監査役として、業務監査の中心を担っており、すべての社外監査役は、監査役会等を通じ、常に情報を共有して、監査を行っております。また会計監査人及び内部監査人とも、随時連携し、相互に情報を共有しながら監査を行っております。

なお、当社は、取締役の多くが、当社の業務について豊富な経験を有しており、当社のビジネスにおいて取締役が相互に牽制することができる状況にあること、また、社外監査役を選任することで、経営者の職務執行が適切に監督されていると判断しているため、社外取締役を選任しておりません。

役員報酬等

() 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	110,100	110,100	-	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	()
社外役員	9,600	9,600	-	-	-	3

(注) 当社には、社外取締役はいないため、社外役員の金額は、社外監査役に対する支払額を記載しております。

() 提出会社の役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

() 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、株主総会で承認された取締役及び監査役の報酬の限度内で、会社の業績及び役員個々の業務執行状況を勘案し決定しております。

株式の保有状況

() 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

該当事項はありません。

() 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

() 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並

びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、当該監査法人の監査を受け、会計上の課題については随時確認を行い、会計処理の適正化に努めております。

なお、業務を執行した公認会計士の氏名、所属する法人名及び継続する監査年数は次のとおりであり、監査業務に係る体制は、監査責任者2名、公認会計士7名及び会計士補等2名より構成されております。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員	松浦 康雄	新日本有限責任監査法人
業務執行社員	長南 申明	

継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することがないよう措置をとっております。

取締役の定数

当社の取締役の定数は10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議

当社は、取締役の選任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、株主総会を円滑に運営するため、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待された役割を十分発揮できるように、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
14,000	2,000	15,000	1,000

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度において、当社の財務報告に係る内部統制の体制構築と日程検討に関する全般的な助言、当社の財務報告に関する内部統制整備のパイロット・プロジェクトにおけるサンプル文書作成に関する助言を受けております。

当事業年度において、上場申請に係るコンフォートレター作成業務に対して報酬を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、会社規模や業態を鑑み、監査公認会計士と検討したうえで決定しています。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成20年10月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成21年10月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成20年10月1日から平成21年9月30日まで）及び当事業年度（平成21年10月1日から平成22年9月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、前事業年度に係る監査報告書は、平成22年8月2日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

3. 連結財務諸表について

当社では、匿名組合事業の営業者である子会社については「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第1項第2号により、連結の範囲に含めることにより、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められること、またそれ以外の子会社については、同規則第5条第2項により、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、同規則第5条第2項による判断に際しての資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は以下のとおりであります。

資産基準	2.1%
売上高基準	0.0%
利益基準	0.4%
利益剰余金基準	1.4%

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に的確に対応するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準設定主体や会計に関する専門機関が実施する研修への参加等を行っております。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年9月30日)	当事業年度 (平成22年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	731,718	482,956
売掛金	³ 3,952	³ 2,564
貯蔵品	-	990
商品出資金	469,000	1,405,662
前払費用	10,529	19,359
繰延税金資産	26,397	89,896
未収入金	³ 37,434	³ 51,968
流動資産合計	1,279,031	2,053,399
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	37,481	29,512
車両運搬具(純額)	1,986	1,952
工具、器具及び備品(純額)	32,855	25,230
土地	38,255	35,927
有形固定資産合計	¹ 110,578	¹ 92,623
無形固定資産		
ソフトウェア	4,841	3,351
電話加入権	47	47
無形固定資産合計	4,889	3,399
投資その他の資産		
関係会社株式	25,409	² 44,453
関係会社出資金	42,059	42,059
長期前払費用	764	-
繰延税金資産	17,645	21,683
敷金及び保証金	58,917	² 109,156
その他	71	82
投資その他の資産合計	144,867	217,436
固定資産合計	260,334	313,458
資産合計	1,539,366	2,366,858

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年9月30日)	当事業年度 (平成22年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	21,861	945
短期借入金	500,000	-
1年内返済予定の長期借入金	83,492	28,180
未払金	32,388	20,270
未払費用	3,750	2,624
未払法人税等	52,235	374,978
未払消費税等	-	45,825
前受金	3 92,166	3 276,264
預り金	6,417	10,718
前受収益	3 14,700	3 39,816
流動負債合計	807,011	799,623
固定負債		
長期借入金	145,515	14,069
固定負債合計	145,515	14,069
負債合計	952,526	813,692
純資産の部		
株主資本		
資本金	66,800	332,905
資本剰余金		
資本準備金	16,800	282,905
資本剰余金合計	16,800	282,905
利益剰余金		
利益準備金	1,000	1,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	502,240	936,355
利益剰余金合計	503,240	937,355
株主資本合計	586,840	1,553,165
純資産合計	586,840	1,553,165
負債純資産合計	1,539,366	2,366,858

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	当事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
売上高	1 856,919	1 1,621,937
売上原価	172,911	222,218
売上総利益	684,008	1,399,719
販売費及び一般管理費	2 376,055	2 577,999
営業利益	307,952	821,719
営業外収益		
受取利息	15,434	13,951
保険解約返戻金	8,280	-
その他	1,197	2,869
営業外収益合計	24,912	16,821
営業外費用		
支払利息	18,513	18,368
株式交付費	-	7,854
支払手数料	31,832	37,605
為替差損	21,929	1,165
商品出資金譲渡損	18,073	-
営業外費用合計	90,348	64,993
経常利益	242,516	773,547
特別損失		
固定資産除却損	3 12,279	-
減損損失	4 41,962	4 2,328
投資有価証券売却損	1,750	-
関係会社株式評価損	2,707	-
出資金評価損	4,999	-
関係会社出資金評価損	628	-
特別損失合計	64,328	2,328
税引前当期純利益	178,187	771,219
法人税、住民税及び事業税	52,499	394,083
法人税等調整額	25,719	67,538
法人税等合計	78,219	326,544
当期純利益	99,968	444,674

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	当事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	50,000	66,800
当期変動額		
新株の発行	16,800	266,105
当期変動額合計	16,800	266,105
当期末残高	66,800	332,905
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	-	16,800
当期変動額		
新株の発行	16,800	266,105
当期変動額合計	16,800	266,105
当期末残高	16,800	282,905
資本剰余金合計		
前期末残高	-	16,800
当期変動額		
新株の発行	16,800	266,105
当期変動額合計	16,800	266,105
当期末残高	16,800	282,905
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	-	1,000
当期変動額		
利益準備金の積立	1,000	-
当期変動額合計	1,000	-
当期末残高	1,000	1,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	413,271	502,240
当期変動額		
利益準備金の積立	1,000	-
剰余金の配当	10,000	10,560
当期純利益	99,968	444,674
当期変動額合計	88,968	434,114
当期末残高	502,240	936,355
利益剰余金合計		
前期末残高	413,271	503,240
当期変動額		
利益準備金の積立	-	-
剰余金の配当	10,000	10,560
当期純利益	99,968	444,674
当期変動額合計	89,968	434,114
当期末残高	503,240	937,355

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	当事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
株主資本合計		
前期末残高	463,271	586,840
当期変動額		
新株の発行	33,600	532,210
剰余金の配当	10,000	10,560
当期純利益	99,968	444,674
当期変動額合計	123,568	966,325
当期末残高	586,840	1,553,165
純資産合計		
前期末残高	463,271	586,840
当期変動額		
新株の発行	33,600	532,210
剰余金の配当	10,000	10,560
当期純利益	99,968	444,674
当期変動額合計	123,568	966,325
当期末残高	586,840	1,553,165

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	当事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	178,187	771,219
減価償却費	15,167	21,909
減損損失	41,962	2,328
受取利息	15,434	13,951
株式交付費	-	7,854
出資金評価損	4,999	-
関係会社株式評価損	2,707	-
関係会社出資金評価損	628	-
投資有価証券売却損益 (は益)	1,750	-
支払利息	18,513	18,368
為替差損益 (は益)	11,065	1,491
固定資産除却損	9,159	-
売上債権の増減額 (は増加)	819	1,387
貯蔵品の増減額 (は増加)	-	990
商品出資金の増減額 (は増加)	616,340	936,662
未収入金の増減額 (は増加)	25,276	14,534
敷金及び保証金の増減額 (は増加)	-	40,000
その他の資産の増減額 (は増加)	9,979	25,927
仕入債務の増減額 (は減少)	12,605	20,916
前受金の増減額 (は減少)	80,354	184,098
その他の負債の増減額 (は減少)	24,423	87,457
小計	850,946	94,987
利息の受取額	15,434	13,951
利息の支払額	15,298	19,064
法人税等の支払額	174,973	78,548
営業活動によるキャッシュ・フロー	676,109	11,326
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	41,865	21,840
子会社株式の取得による支出	22,117	19,044
敷金及び保証金の差入による支出	44,699	10,238
投資有価証券の売却による収入	3,000	-
その他	5,000	11
投資活動によるキャッシュ・フロー	110,682	51,134

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	当事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	136,000	500,000
長期借入金の返済による支出	141,290	186,758
株式の発行による収入	33,600	524,356
配当金の支払額	10,000	10,560
シンジケートローン手数料の支払額	27,000	34,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	280,690	207,461
現金及び現金同等物に係る換算差額	11,065	1,491
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	273,671	248,761
現金及び現金同等物の期首残高	458,046	731,718
現金及び現金同等物の期末残高	731,718	482,956

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)	当事業年度 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	子会社株式及び関連会社株式 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ 時価法	デリバティブ 時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法		貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 8～18年 車両運搬具 6年 工具、器具及び備品 5～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 (3) 長期前払費用 定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 8～18年 車両運搬具 6年 工具、器具及び備品 3～15年 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左
5. 繰延資産の処理方法		株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
7. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左

項目	前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)	当事業年度 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)
8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 (2) 商品出資金の会計処理 当社は匿名組合契約に基づく権利の立替金を「商品出資金」として計上しております。子会社（特別目的会社）が行うリース事業の組成時に、当社が立替えた金額を「商品出資金」に計上し、投資家に地位譲渡した場合には、「商品出資金」を減額し、対応する手数料を売上高に計上しております。	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 商品出資金の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	当事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
<p>(リース取引に関する会計基準) 当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>	

【表示方法の変更】

前事業年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
 該当事項はありません。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年9月30日)		当事業年度 (平成22年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額 18,687千円		1 有形固定資産の減価償却累計額 39,107千円	
3 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか以下のものがあります。		2 担保提供資産 関係会社株式12,924千円は、関係会社の銀行借入金の物上保証に供しております。 また、敷金及び保証金のうち40,000千円は、保険仲立人事業を行うため、保険業法に基づき、法務局に供託しております。 3 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか以下のものがあります。	
流動資産		流動資産	
売掛金	710千円	売掛金	658千円
未収入金	36,711	未収入金	51,954
流動負債		流動負債	
前受金	92,166千円	前受金	275,629千円
前受収益	14,700	前受収益	39,816
4 当社は、匿名組合契約に基づく権利の立替資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行とシンジケーション方式のコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。 コミットメントラインの総額 1,200,000千円 借入実行残高 480,000千円 差引額 720,000千円 なお、上記コミットメントライン契約には、以下の財務制限条項が付されております。 各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成19年9月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。 各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。		4 当社は、匿名組合契約に基づく権利の立替資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行とシンジケーション方式のコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。 コミットメントラインの総額 1,500,000千円 借入実行残高 -千円 差引額 1,500,000千円 なお、上記コミットメントライン契約には、以下の財務制限条項が付されております。 各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成20年9月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。 各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。	

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	当事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)																																										
<p>1 関係会社との取引に係るものが以下のとおり含まれております。</p> <p style="padding-left: 20px;">関係会社への売上高 848,302千円</p> <p>2 販売費に属する費用のおおよその割合は46%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は54%であります。</p> <p style="padding-left: 20px;">主要な費目及び金額は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">役員報酬</td><td style="text-align: right;">92,400千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">給料及び手当</td><td style="text-align: right;">79,996</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">賞与</td><td style="text-align: right;">26,587</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">法定福利費</td><td style="text-align: right;">17,046</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">人材採用費</td><td style="text-align: right;">11,385</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">支払報酬</td><td style="text-align: right;">27,363</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td><td style="text-align: right;">15,167</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">地代家賃</td><td style="text-align: right;">35,657</td></tr> </table> <p>3 固定資産除却損は、本社移転に伴う建物附属設備が9,159千円、原状回復費用が3,120千円であります。</p> <p>4 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">場所</th> <th style="width: 30%;">用途</th> <th style="width: 40%;">種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県北佐久郡</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">当社は事業用資産については全社を1つとしてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産毎にグルーピングを行っております。</p> <p>当事業年度において、事業の用に供していない遊休資産であり、時価が著しく下落した土地の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(41,962千円)として特別損失に計上しました。その内訳は土地41,962千円であります。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、当資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については不動産鑑定評価額により評価しております。</p>	役員報酬	92,400千円	給料及び手当	79,996	賞与	26,587	法定福利費	17,046	人材採用費	11,385	支払報酬	27,363	減価償却費	15,167	地代家賃	35,657	場所	用途	種類	長野県北佐久郡	遊休資産	土地	<p>1 関係会社との取引に係るものが以下のとおり含まれております。</p> <p style="padding-left: 20px;">関係会社への売上高 1,601,814千円</p> <p>2 販売費に属する費用のおおよその割合は47%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は53%であります。</p> <p style="padding-left: 20px;">主要な費目及び金額は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">給料及び手当</td><td style="text-align: right;">124,154千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">役員報酬</td><td style="text-align: right;">119,700</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">地代家賃</td><td style="text-align: right;">65,348</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">賞与</td><td style="text-align: right;">42,531</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">支払報酬</td><td style="text-align: right;">42,156</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">法定福利費</td><td style="text-align: right;">29,365</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td><td style="text-align: right;">21,909</td></tr> </table> <p>4 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">場所</th> <th style="width: 30%;">用途</th> <th style="width: 40%;">種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県北佐久郡</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">当社は事業用資産については全社を1つとしてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産毎にグルーピングを行っております。</p> <p>当事業年度において、事業の用に供していない遊休資産であり、時価が著しく下落した土地の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(2,328千円)として特別損失に計上しました。その内訳は土地2,328千円であります。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、当資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については不動産鑑定評価額により評価しております。</p>	給料及び手当	124,154千円	役員報酬	119,700	地代家賃	65,348	賞与	42,531	支払報酬	42,156	法定福利費	29,365	減価償却費	21,909	場所	用途	種類	長野県北佐久郡	遊休資産	土地
役員報酬	92,400千円																																										
給料及び手当	79,996																																										
賞与	26,587																																										
法定福利費	17,046																																										
人材採用費	11,385																																										
支払報酬	27,363																																										
減価償却費	15,167																																										
地代家賃	35,657																																										
場所	用途	種類																																									
長野県北佐久郡	遊休資産	土地																																									
給料及び手当	124,154千円																																										
役員報酬	119,700																																										
地代家賃	65,348																																										
賞与	42,531																																										
支払報酬	42,156																																										
法定福利費	29,365																																										
減価償却費	21,909																																										
場所	用途	種類																																									
長野県北佐久郡	遊休資産	土地																																									

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成20年10月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	1,000	56	-	1,056
合計	1,000	56	-	1,056
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加56株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権
新株予約権の当事業年度末残高 - 千円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年12月24日 定時株主総会	普通株式	10,000	10,000	平成20年9月30日	平成20年12月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年12月24日 定時株主総会	普通株式	10,560	利益剰余金	10,000	平成21年9月30日	平成21年12月25日

当事業年度（自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	1,056	1,230,244	-	1,231,300
合計	1,056	1,230,244	-	1,231,300
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加1,230,244株は、株式分割(1:1,000)による増加1,054,944株、株式上場に伴う公募増資による増加150,000株、オーバーアロットメントによる株式売出しに関連した第三者割当増資による増加25,300株であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権
新株予約権の当事業年度末残高 - 千円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年12月24日 定時株主総会	普通株式	10,560	10,000	平成21年9月30日	平成21年12月25日

(注) 平成21年12月26日付で株式分割(1:1,000)を実施しておりますが、1株当たり配当額には、株式分割による影響は反映しておりません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年12月22日 定時株主総会	普通株式	153,912	利益剰余金	125	平成22年9月30日	平成22年12月24日

(注) 1株当たり配当額には、株式上場に伴う記念配当30円が含まれております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	当事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在) (千円)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在) (千円)
現金及び預金勘定 731,718	現金及び預金勘定 482,956
現金及び現金同等物 731,718	現金及び現金同等物 482,956

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	当事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料
1年以内 43,485千円	1年以内 55,622千円
1年超 57,980千円	1年超 18,540千円
合計 101,466千円	合計 74,163千円

(金融商品関係)

当事業年度(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、当社子会社(SPC)において、オペレーティング・リース事業を行い、当社はそのリース事業のアレンジメントを行う、タックス・リース・アレンジメント事業を遂行しております。

当社子会社(SPC)において、オペレーティング・リース事業を開始する時点で、当該事業に係る匿名組合契約に基づく権利の未販売分がある場合、当社は、投資家に地位譲渡することを前提に、一時的に当該匿名組合契約に基づく権利を立替取得します。当社は、その立替取得した権利を、「商品出資金」として貸借対照表に計上し、投資家に地位譲渡を行っていきます。

当該匿名組合契約に基づく権利を立替取得するための資金は、自己資金による他、主に取引銀行3行と総額15億円のコミットメントライン契約を締結し、必要に応じて、借入を実行することで調達しております。借入は、当該匿名組合契約に基づく権利を投資家に地位譲渡した後、速やかに返済しております。なお、当事業年度末においては、コミットメントライン契約に基づく借入金の実行残高はありません。

当社が、当該匿名組合契約に基づく権利を、米ドル建てで取得し、投資家に円建てで地位譲渡する場合には、投資家への譲渡価格は、リース組成時の為替レートの水準により決定しております。

そのため、投資家への地位譲渡を行うまでに、為替相場が急激に円高傾向になる等の事由により、当該匿名組合契約に基づく権利の価値が取得価額を下回った場合には、当社は当該匿名組合契約に基づく権利を計上している「商品出資金」について評価損または譲渡損を計上することになります。当社はこのような状況が予想される場合に、将来の損失を回避するため、通貨関連の為替予約取引等のデリバティブ取引を行う場合があります。なお、当事業年度においては、デリバティブ取引の利用はありません。また、当社は、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

事業遂行に必要なその他の資金についても、自己資金による他、金融機関からの借入によっております。借入の返済期限につきましては、最長で事業年度末後3年以内となっております。

なお、一時的な余資については、主に流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

商品出資金の内容については(1)に記載のとおりです。リスクは、主として為替変動リスクに晒されております。

未払法人税等については、1年以内の支払期日で、流動性リスクに晒されております。

借入金については、流動性リスクに晒されているほか、金利は市場金利をベースとした変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引を行う場合、通貨関連の為替予約取引等になるため、主として為替変動リスク、信用リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクについて

デリバティブ取引を行う場合には、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定します。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）について

商品出資金の為替リスクにつきましては、担当部署で、為替の変動状況を予測し、必要に応じて、為替予約等のデリバティブ取引を実施することで、為替リスクを減殺します。

デリバティブ取引の執行・管理については、為替管理規程及びその他内規に従い、取締役会の決裁を得て実行する他、月次の取引実績を取締役に報告することとしております。

借入金の金利変動リスクは、財務部が、金利動向を注視し、必要に応じて対策を図ることとしております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）について

各部署からの報告に基づき、財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれます。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注）2.参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	482,956	482,956	
(2) 商品出資金	1,405,662	1,405,662	
資産計	1,888,619	1,888,619	
(1) 未払法人税等	374,978	374,978	
(2) 長期借入金()	42,249	42,249	
負債計	417,227	417,227	

() 1年内返済予定分を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 商品出資金

投資家への地位譲渡を短期間に行い、回収する予定であるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金は、変動金利によるものであり、短期的に市場金利が反映されており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	44,453
関係会社出資金	42,059

上記は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。なお、関係会社株式及び関係会社出資金は、子会社（非上場）に係るものであります。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内(千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	482,956			
合計	482,956			

() 償還期限のないものは含めておりません。

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

附属明細表「借入金等明細表」をご参照下さい。

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(有価証券関係)

前事業年度(平成21年9月30日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年10月1日至平成21年9月30日)

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
3,000	-	1,750

当事業年度(平成22年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額:子会社株式44,453千円、関連会社株式-千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成20年10月1日至平成21年9月30日)

1. 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)
(1) 取引の内容 当社の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連の為替予約取引であります。
(2) 取引に対する取組方針 当社のデリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
(3) 取引の利用目的 当社のデリバティブ取引は、通貨関連では為替変動による匿名組合出資金の利回りが悪化するリスクを回避し、安定的な販売を維持する目的で利用しております。
(4) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。 なお、取引相手先は高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。
(5) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、財務部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

2. 取引の時価等に関する事項

期末残高がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年10月1日至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自平成20年10月1日至平成21年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年10月1日至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成20年10月1日至平成21年9月30日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成20年第1回 ストック・オプション	平成20年第2回 ストック・オプション	平成21年第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 3名 当社従業員 9名 当社取引先 31名	当社取締役 2名 その他個人 1名	当社従業員 18名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式145株	普通株式40株	普通株式22株
付与日	平成20年9月30日	平成20年9月30日	平成21年9月30日
権利確定条件	付されておりません	付されておりません	付されておりません
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	自平成22年11月1日 至平成30年8月31日	自平成22年1月1日 至平成30年8月31日	自平成23年11月1日 至平成31年8月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成21年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成20年第1回 ストック・オプション	平成20年第2回 ストック・オプション	平成21年第3回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	145	40	
付与			22
失効	82	20	
権利確定			
未確定残	63	20	22
権利確定後 (株)			
前事業年度末			
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残			

単価情報

	平成20年第1回 ストック・オプション	平成20年第2回 ストック・オプション	平成21年第3回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	600,000	600,000	600,000
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な 評価単価 (円)			

2. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの単価は未公開企業であるためストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。

なお、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積もるための基礎となった算定時点の当社株式の評価方法は純資産価額及び類似業種比準方式の折衷方式によっております。

3. スtock・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額

- 円

当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 財務諸表への影響額

財務諸表への影響はありません。

当事業年度（自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）

当社は、平成21年12月26日付で、株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますので、ストック・オプションの数及び単価情報については、株式分割後の数値を記載しております。

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成20年第1回 ストック・オプション	平成20年第2回 ストック・オプション	平成21年第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 3名 当社従業員 9名 当社取引先 31名	当社取締役 2名 その他個人 1名	当社従業員 18名
株式の種類別のストック・オプションの数（注1）	普通株式145,000株	普通株式40,000株	普通株式22,000株
付与日	平成20年9月30日	平成20年9月30日	平成21年9月30日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めていません	定めていません	定めていません
権利行使期間（注2）	自平成22年11月1日 至平成30年8月31日	自平成22年1月1日 至平成30年8月31日	自平成23年11月1日 至平成31年8月31日

（注1）株式数に換算して記載しております。

（注2）上記のストック・オプションすべてに行使条件が付されております。詳細は「第4提出会社の状況1. 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成22年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成20年第1回 ストック・オプション	平成20年第2回 ストック・オプション	平成21年第3回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	63,000	20,000	22,000
付与			
失効	1,000		3,000
権利確定		20,000	
未確定残	62,000		19,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末			
権利確定		20,000	
権利行使			
失効			
未行使残		20,000	

単価情報

	平成20年第1回 ストック・オプション	平成20年第2回 ストック・オプション	平成21年第3回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	600	600	600
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な 評価単価 (円)			

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において新たに付与されたストック・オプション及び当事業年度の条件変更により公正な評価単位が変更されたストック・オプションはないため、該当事項はありません。

3. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額

212,100千円

当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 財務諸表への影響額

財務諸表への影響はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年9月30日)	当事業年度 (平成22年9月30日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

前事業年度 (平成21年9月30日)	当事業年度 (平成22年9月30日)
繰延税金資産	繰延税金資産
未払事業税	未払事業税
4,852千円	27,508千円
未払地代家賃	売上高加算額
540	64,108
売上高加算額	減損損失
22,189	18,021
減損損失	出資金評価損
17,645	2,034
出資金評価損	関係会社出資金等評価損
2,102	4,332
関係会社出資金等評価損	その他
4,477	4,174
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
51,807	120,181
評価性引当額	評価性引当額
6,580	6,367
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
45,227	113,813
繰延税金負債	繰延税金負債
売上原価認容額	売上原価認容額
1,184	2,232
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
1,184	2,232
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
44,042	111,580
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。
	3. 当事業年度から外形標準課税制度を適用したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率を、前事業年度の42.1%から40.7%に変更しております。 なお、当該税率変更により、当事業年度の繰延税金資産の額が3,729千円減少し、法人税等調整額が3,729千円増加しております。

(持分法損益等)

前事業年度(自平成20年10月1日至平成21年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年10月1日至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自平成20年10月1日至平成21年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年10月1日至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当事業年度(自平成21年10月1日至平成22年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)CLIP 第24号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	73,727	売掛金	46
									未収入金 (注2)	4
子会社	(株)CLIP 第25号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	90,996	売掛金	57
									未収入金 (注2)	5,487
子会社	(株)CLIP 第26号	東京都 千代田区	3,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	84,564	未収入金 (注2)	64
									前受収益	1,197
子会社	(株)CLIP 第27号	東京都 千代田区	3,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	75,656	未収入金 (注2)	66
									前受収益	1,197
子会社	(有)CLIP第 28号	東京都 千代田区	4,500	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	56,864	未収入金 (注2)	64
									前受収益	1,197
子会社	(有)CLIP第 29号	東京都 千代田区	5,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	110,122	未収入金 (注2)	5,563
									前受収益	1,197
子会社	(株)SHIP 第1号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任2名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	160,487	未収入金 (注2)	9,104
									前受収益	2,478
子会社	(株)SHIP 第2号	東京都 千代田区	3,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任2名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	66,826	未収入金 (注2)	3,868
									前受収益	2,478
子会社	(株)SHIP 第3号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任2名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	126,129	未収入金 (注2)	7,183
									前受収益	2,478
子会社	(株)SHIP 第4号	東京都 千代田区	3,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任2名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	60	未収入金 (注2)	5,183
									前受金	92,166
									前受収益	2,478

（注）上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社が行う匿名組合契約に基づく権利の売買及び私募の取扱いの対象となるリース事業を賃貸人として行っています。業務受託に係る価格その他の取引条件は、当社が、リースの組成に際して、リース事業の賃借人、金融機関等と交渉して決定した手数料やその他の市場実勢を参考にした希望価額を子会社に提示し、価格交渉の上で、決定しております。
2. 未収入金は、当社が子会社から業務受託手数料を受領するときに係る消費税等で子会社が還付を受けるまで一時猶予しているものであります。

(イ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親 者	谷村尚永			当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 88.4	債務被保証	当社銀行借 入に対する 債務被保証 (注1)	729,007		
	谷村真紀			当社代表 取締役社長の 配偶者	(被所有) 直接 6.3	ストック・オブ ションの放棄	ストック・ オプション の放棄 (注2)	12,000 (割当株数 20株)		

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社は銀行借入に対して代表取締役社長谷村尚永より債務保証を受けています。なお、保証料の支払いは行っていません。
2. 谷村真紀は平成21年9月1日付で、ストック・オプションの権利を放棄しております。
なお、「取引金額」はストック・オプションの付与による割当株数に行使価額を乗じた金額を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)CLIP 第30号	東京都 千代田区	4,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	252,165	未収入金 (注2)	60
									前受収益	1,134
子会社	(株)CLIP 第31号	東京都 千代田区	3,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	76,119	未収入金 (注2)	3,859
									前受収益	1,134
子会社	(株)CLIP 第32号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	161,639	未収入金 (注2)	8,150
									前受収益	1,449
子会社	(株)CLIP 第33号	東京都 千代田区	3,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	92,315	未収入金 (注2)	4,684
									前受収益	1,449
子会社	(株)CLIP 第34号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	80	未収入金 (注2)	6,290
									前受金	126,931
									前受収益	1,449
子会社	(株)CLIP 第35号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	80	未収入金 (注2)	7,356
									前受金	148,697
									前受収益	1,449

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)SHIP 第4号	東京都 千代田区	3,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	90,530	未収入金 (注2)	115
									前受収益	2,226
子会社	(株)SHIP 第5号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	57,098	未収入金 (注2)	119
									前受収益	2,289
子会社	(株)SHIP 第6号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	116,376	未収入金 (注2)	116
									前受収益	2,289
子会社	(株)SHIP 第7号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	301,206	未収入金 (注2)	115
									前受収益	2,289
子会社	(株)SHIP 第8号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	57,098	未収入金 (注2)	118
									前受収益	2,289
子会社	(株)SHIP 第9号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	241,563	未収入金 (注2)	12,196
									前受収益	2,478
子会社	(株)SHIP 第10号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	51,024	未収入金 (注2)	2,669
									前受収益	2,478
子会社	(株)SHIP 第11号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	40,283	未収入金 (注2)	2,132
									前受収益	2,478
子会社	(株)SHIP 第12号	東京都 千代田区	1,000	リース業	(所有) 直接100.0	役員の兼任3名 業務受託(注1)	業務受託手 数料	59,473	未収入金 (注2)	3,091
									前受収益	2,478

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社が行う匿名組合契約に基づく権利の売買及び私募の取扱いの対象となるリース事業を賃貸人として行っています。業務受託に係る価格その他の取引条件は、当社が、リースの組成に際して、リース事業の賃借人、金融機関等と交渉して決定した手数料やその他の市場実勢を参考にした希望価額を子会社に提示し、価格交渉の上で、決定しております。
2. 未収入金は、当社が子会社から業務受託手数料を受領するときに係る消費税等で子会社が還付を受けるまで一時猶予しているものであります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	当事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
1株当たり純資産額 555,719.96円	1株当たり純資産額 1,261.40円
1株当たり当期純利益金額 99,953.06円	1株当たり当期純利益金額 416.95円
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p>	<p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 387.38円</p> <p>当社は、平成22年9月7日付で株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場に上場しているため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。</p> <p>当社は、平成21年12月26日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p> <p>1株当たり純資産額 555.72円 1株当たり当期純利益金額 99.95円</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p>

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成21年9月30日)	当事業年度 (平成22年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	586,840	1,553,165
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	586,840	1,553,165
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,056	1,231,300

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成20年10月1日 至平成21年9月30日)	当事業年度 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	99,968	444,674
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	99,968	444,674
期中平均株式数(株)	1,000	1,066,482
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	81,426
(うち新株予約権)	-	(81,426)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類 (新株予約権の数105個) 詳細は「第4提出会社の状況 1.株式等の状況(2)新株予約権 等の状況」に記載のとおりであります。	

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	当事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)																																										
<p>1. コミットメントライン契約の締結</p> <p>当社は、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするコミットメントライン契約を一部変更して更新いたしました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金の用途</th> <th>事業資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付人</td> <td>株式会社三井住友銀行、中央三井信託銀行株式会社、株式会社東京都民銀行</td> </tr> <tr> <td>エージェント</td> <td>株式会社三井住友銀行</td> </tr> <tr> <td>契約形態</td> <td>シンジケーション方式のコミットメントライン</td> </tr> <tr> <td>設定した資金調達枠</td> <td>総額12億円(注1)</td> </tr> <tr> <td>契約締結日</td> <td>平成21年10月30日</td> </tr> <tr> <td>借入利率</td> <td>短期プライムレート+0.25%</td> </tr> <tr> <td>コミットメント期間</td> <td>平成21年10月30日～平成22年10月29日</td> </tr> <tr> <td>担保提供資産</td> <td>無担保</td> </tr> <tr> <td>保証</td> <td>当社代表取締役社長 谷村尚永による連帯保証(注2)</td> </tr> <tr> <td>財務制限条項</td> <td>本契約には以下の財務制限条項が付されており、当該条項は平成22年9月末より適用されます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成20年9月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。</p> <p>各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。</p> <p>(注) 1. 平成22年6月15日付で資金調達枠を総額15億円に増額する変更契約を締結しております。</p> <p>2. 平成22年4月30日付で保証人としての地位を脱退する変更契約を締結しております。</p>	資金の用途	事業資金	貸付人	株式会社三井住友銀行、中央三井信託銀行株式会社、株式会社東京都民銀行	エージェント	株式会社三井住友銀行	契約形態	シンジケーション方式のコミットメントライン	設定した資金調達枠	総額12億円(注1)	契約締結日	平成21年10月30日	借入利率	短期プライムレート+0.25%	コミットメント期間	平成21年10月30日～平成22年10月29日	担保提供資産	無担保	保証	当社代表取締役社長 谷村尚永による連帯保証(注2)	財務制限条項	本契約には以下の財務制限条項が付されており、当該条項は平成22年9月末より適用されます。	<p>コミットメントライン契約の締結</p> <p>当社は、平成21年10月30日付にて、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするコミットメントライン契約を締結していましたが、同契約が平成22年10月29日に期間満了により終了することに伴い、新たに平成22年10月29日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするコミットメントライン契約を締結いたしました。新たに締結したコミットメントライン契約の概要は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金の用途</th> <th>事業資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付人</td> <td>株式会社三井住友銀行 中央三井信託銀行株式会社 株式会社商工組合中央金庫 株式会社東京都民銀行 株式会社東日本銀行</td> </tr> <tr> <td>エージェント</td> <td>株式会社三井住友銀行</td> </tr> <tr> <td>契約形態</td> <td>シンジケーション方式のコミットメントライン</td> </tr> <tr> <td>設定した資金調達枠</td> <td>総額30億円</td> </tr> <tr> <td>契約締結日</td> <td>平成22年10月29日</td> </tr> <tr> <td>借入利率</td> <td>短期プライムレート</td> </tr> <tr> <td>コミットメント期間</td> <td>平成22年11月1日～平成23年10月28日</td> </tr> <tr> <td>担保提供資産</td> <td>無担保</td> </tr> <tr> <td>財務制限条項</td> <td>本契約には以下の財務制限条項が付されております。</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成22年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成21年9月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。</p> <p>平成22年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。</p>	資金の用途	事業資金	貸付人	株式会社三井住友銀行 中央三井信託銀行株式会社 株式会社商工組合中央金庫 株式会社東京都民銀行 株式会社東日本銀行	エージェント	株式会社三井住友銀行	契約形態	シンジケーション方式のコミットメントライン	設定した資金調達枠	総額30億円	契約締結日	平成22年10月29日	借入利率	短期プライムレート	コミットメント期間	平成22年11月1日～平成23年10月28日	担保提供資産	無担保	財務制限条項	本契約には以下の財務制限条項が付されております。
資金の用途	事業資金																																										
貸付人	株式会社三井住友銀行、中央三井信託銀行株式会社、株式会社東京都民銀行																																										
エージェント	株式会社三井住友銀行																																										
契約形態	シンジケーション方式のコミットメントライン																																										
設定した資金調達枠	総額12億円(注1)																																										
契約締結日	平成21年10月30日																																										
借入利率	短期プライムレート+0.25%																																										
コミットメント期間	平成21年10月30日～平成22年10月29日																																										
担保提供資産	無担保																																										
保証	当社代表取締役社長 谷村尚永による連帯保証(注2)																																										
財務制限条項	本契約には以下の財務制限条項が付されており、当該条項は平成22年9月末より適用されます。																																										
資金の用途	事業資金																																										
貸付人	株式会社三井住友銀行 中央三井信託銀行株式会社 株式会社商工組合中央金庫 株式会社東京都民銀行 株式会社東日本銀行																																										
エージェント	株式会社三井住友銀行																																										
契約形態	シンジケーション方式のコミットメントライン																																										
設定した資金調達枠	総額30億円																																										
契約締結日	平成22年10月29日																																										
借入利率	短期プライムレート																																										
コミットメント期間	平成22年11月1日～平成23年10月28日																																										
担保提供資産	無担保																																										
財務制限条項	本契約には以下の財務制限条項が付されております。																																										

前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	当事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)						
<p>2. 株式の分割及び単元株制度の導入</p> <p>当社は、1投資単位の金額を引き下げ、株式の流動性と投資家層株主の拡大を図るため、平成21年12月8日開催の取締役会決議に基づき、平成21年12月26日に株式分割を行い、また、単元株制度を採用しております。</p> <p>(1) 株式分割の方法</p> <p>平成21年12月25日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式を、平成21年12月26日付で1株につき1,000株の割合をもって分割しております。</p> <p>(2) 分割により増加する株式数</p> <p>株式分割前の当社発行済株式総数 1,056株 今回の分割により増加する株式数 1,054,944株 株式分割後の当社発行済株式総数 1,056,000株</p> <p>(3) 株式分割の日程</p> <p>基準日 平成21年12月25日 効力発生日 平成21年12月26日</p> <p>(4) 単元株制度の概要</p> <p>上記の株式分割の効力発生を条件として、平成21年12月26日をもって単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株としております。</p> <p>(5) その他</p> <p>当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報及び当該株式分割が当期首に行われたと仮定した場合の事業年度における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">前事業年度</th> <th style="text-align: center;">当事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1株当たり純資産額 463.27円</td> <td style="text-align: center;">1株当たり純資産額 555.72円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1株当たり当期純利益 231.98円</td> <td style="text-align: center;">1株当たり当期純利益 99.95円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p>		前事業年度	当事業年度	1株当たり純資産額 463.27円	1株当たり純資産額 555.72円	1株当たり当期純利益 231.98円	1株当たり当期純利益 99.95円
前事業年度	当事業年度						
1株当たり純資産額 463.27円	1株当たり純資産額 555.72円						
1株当たり当期純利益 231.98円	1株当たり当期純利益 99.95円						

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	42,122	-	-	42,122	12,610	7,968	29,512
車両運搬具	2,135	1,362	-	3,497	1,545	1,396	1,952
工具、器具及び備品	46,752	3,430	-	50,183	24,952	11,054	25,230
土地	38,255	-	2,328 (2,328)	35,927	-	-	35,927
有形固定資産計	129,265	4,792	2,328 (2,328)	131,730	39,107	20,419	92,623
無形固定資産							
ソフトウェア	7,448	-	-	7,448	4,096	1,489	3,351
電話加入権	47	-	-	47	-	-	47
無形固定資産計	7,496	-	-	7,496	4,096	1,489	3,399
長期前払費用	764	-	764	-	-	-	-

(注) 土地の当期減少額の()内は内書きで減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	500,000	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	83,492	28,180	2.3	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	145,515	14,069	2.1	平成23年~24年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
其他有利子負債	-	-	-	-
合計	729,007	42,249	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	13,195	874	-	-

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	-
預金	
普通預金	482,956
小計	482,956
合計	482,956

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)橋屋	809
タチバナコンテナ組合	409
伯神汽船(株)	388
イヨコンテナ組合	237
(株)C L I P 第18号	109
その他	608
合計	2,564

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	2 (B) 365
3,952	16,471	17,859	2,564	87.4	72

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．貯蔵品

区分	金額(千円)
営業用貯蔵品	990
合計	990

ニ．商品出資金

相手先	金額(千円)
(株)C L I P 第34号	647,912
(株)C L I P 第35号	757,749
合計	1,405,662

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額(千円)
金井公認会計士事務所	945
合計	945

ロ．未払法人税等

区分	金額(千円)
未払法人税	254,229
未払住民税	53,142
未払事業税	67,605
合計	374,978

ハ．前受金

相手先	金額(千円)
(株)C L I P 第35号	148,697
(株)C L I P 第34号	126,931
その他	635
合計	276,264

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自平成21年10月1日 至平成21年12月31日	第2四半期 自平成22年1月1日 至平成22年3月31日	第3四半期 自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	第4四半期 自平成22年7月1日 至平成22年9月30日
売上高(千円)	-	-	241,059	495,639
税引前四半期 純利益金額(千円)	-	-	47,430	239,436
四半期純利益金額 (千円)	-	-	25,459	138,854
1株当たり四半期 純利益金額(円)	-	-	24.11	126.51

(注) 当社は、平成22年9月7日に大阪証券取引所 J A S D A Q 市場に上場いたしましたので、当事業年度において四半期報告書は提出しておりません。なお、当事業年度に係る第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の四半期財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3カ月以内
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 東京都港区芝三丁目3番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都港区芝三丁目3番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所 買取・売渡手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告掲載URL： http://www.fpg.jp/index.php
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを会社に請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

平成22年8月2日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

平成22年8月18日及び平成22年8月27日関東財務局長に提出。

平成22年8月2日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(3) 臨時報告書

平成22年12月24日に関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成22年7月26日

株式会社 F P G
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松浦 康雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長南 伸明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社F P Gの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社F P Gの平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成21年10月30日にコミットメントライン契約を締結している。なお、平成22年4月30日及び平成22年6月15日に変更契約を締結している。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成21年12月8日開催の取締役会決議に基づき、平成21年12月26日に株式分割を行い、また単元株制度を採用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年12月22日

株式会社 F P G
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松浦 康雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長南 伸明

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 F P G の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 F P G の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成22年10月29日にコミットメントライン契約を締結している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社 F P G の平成22年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社 F P G が平成22年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。